

福岡県公民館大会



モノレール

(財)北九州市都市協会提供

第35回

〈表紙切絵〉

芹田騎郎の作

「モノレール」

小倉の街々にこだました祇園太鼓の音が消えて、入道雲が青空にむくむくとわき上がるころになると、アドベンチャープールに急ぐ子どもたちの歓喜の声を満車にしてモノレールが走る。

街の中を鉄とコンクリートの巨大な軌道が無遠慮に構築されると、周辺の景観を圧してなじまなかったが、都市高速が縦横に走る今日では違和感もなくなり、むしろたくましい都市の象徴であるかようになった。

21世紀の新しい都市の風景かも知れない。

※原画はカラーです。

第35回

福岡県公民館大会

主 催

福 岡 県 公 民 館 連 合 会

福 岡 県 教 育 委 員 会

北 九 州 市 教 育 委 員 会

目 次

第35回福岡県公民館大会に寄せて	1
第35回福岡県公民館大会開催要項	2
昭和62年度公民館優良役職員表彰一覧	6
昭和62年度優良公民館表彰一覧	11
分科会事例発表要旨	21
参 考 資 料	37
(1) 「福岡県における公民館の実態とその考察」－これからの公民館の姿を 求めて－〈公民館福岡－第69号－〉抜すい	
(2) 福岡県公民館連合会の歩み	

第35回 福岡県公民館大会に寄せて



福岡県公民館連合会会長 鍵 水 速 太

本日、ここに、県内各地から関係者多数の参加を得て、第35回福岡県公民館大会を盛大に開催できますことは、ひとえに関係者各位の御尽力と御協力の賜であり、深く感謝申し上げます。

さて、近年の急激な社会の変化に対応する教育制度の改革をめざす臨時教育審議会から、本年4月に「教育改革に関する第三次答申」が出され、個性重視の原則と生涯学習体系への移行を基本理念とする考え方にたつて、学校・社会を通じる各般の重要課題について具体的な改革提言がなされました。特に、「生涯学習の基盤整備」のなかの「生涯学習を進めるまちづくり」の項目では、社会教育関係者が永年にわたって研究し、実践してきた成果及び理念が評価され、これからの社会教育の方向及び公民館のあり方等が具体的に示唆されたものといえます。

一方、福岡県教育委員会では、すでに、「福岡県生涯教育推進会議」の中で本県生涯教育の基本構想を策定すべく具体的な検討が進められており、本年9月と2月には、「福岡県生涯教育推進公開セミナー」が実施されると聞き及んでおります。

しかしながら、これからの生涯学習の基盤を形成し、地域の特性を生かした魅力的で、活力のある地域づくりを進めていくのは何といたっても市町村であり、その中心的な拠点は公民館であります。

この意味からも、本大会は、昨年度から「生涯学習を推進する公民館の役割・機能を考える」をテーマに、地域住民の学習ニーズに応える学習機会の拡充、学習情報の提供、学習相談体制の確立等について研究協議を深めてまいりました。

本年度も、昨年に引き続き同じテーマで更に研究協議を深め、生涯学習に対応したこれからの公民館のあり方について討議していただくことにいたしました。

皆様方の熱意ある討議を切に期待しております。

おわりに、本大会の開催を快くお引き受けいただいたばかりでなく、終始熱心に御協力を賜りました地元北九州市の関係者の皆様に、心から感謝の意を表しましてごあいさつといたします。

第35回 福岡県公民館大会開催要項

1 趣 旨

今日の社会の変化に対応する教育のあり方として、生涯教育が提唱され、社会教育の分野でも生涯教育の視点に立った推進が強く求められている。なかでも社会教育の中心施設である公民館は、人びとが生涯にわたり学習していく拠点となるべき施設として重要視されてきている。

このような中において、公民館が地域社会における人びとの学習要求に応えるための拠点として、また地域づくりのための拠点としての役割・機能を十分備え持つことは、これからの社会教育の振興にとって大きな課題である。

そこで、県下の公民館関係者が一堂に会し、生涯学習を推進する公民館の役割・機能について討議を深め、もってこれからの公民館の振興・発展に資する。

2 大会テーマ

「生涯学習を推進する公民館の役割・機能を考える」

3 主 催

福岡県公民館連合会、福岡県教育委員会、北九州市教育委員会

4 後 援

福岡県、北九州市、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県市町村教育委員会連絡協議会、福岡県社会教育委員連絡協議会、福岡県視聴覚教育協会、福岡県青少年問題協議会、福岡県 PTA 連合会、北九州市 PTA 協議会、福岡県郡市婦人会連絡協議会、北九州市婦人団体協議会、福岡県青年団協議会、福岡県子ども会連合会、福岡県明るい選挙推進協議会、福岡県貯蓄推進委員会

5 期 日 昭和 62 年 8 月 6 日 (木)

6 会 場 北九州市立小倉市民会館 (主会場) ほか

7 参 加 者 約 1,200 名

公民館利用者、自治 (町内) 公民館関係者、社会教育委員、公民館運営審議会委員、地方行政関係者、公民館職員

8 日 程

9:15 ~ 10:00	受 付	
10:00 ~ 10:45	大会式典	
	開会のことば	福岡県公民館連合会副会長
	主催者あいさつ	福岡県公民館連合会会長 福岡県教育委員会教育長 北九州市教育委員会教育長
	来賓祝辞	福岡県知事 北九州市長
	表彰式	
	日程説明	
10:45 ~ 12:00	記念講演	
	演題 「豊かな心を育てる地域社会の役割」	
	講師：南小倉病院長 矢内伸夫氏	
12:00 ~ 12:05	次期開催地（福岡地区）代表あいさつ	
12:05 ~ 13:00	昼食・移動	
13:00 ~ 15:30	分科会	
15:30	閉会	

会場一覧

分科会場

分科会	施設名
	小倉市民会館ホール
	小倉北中央公民館ホール
	ひびき荘 会議室 (公立学校共済組合施設)
	ひびき荘 会議室 (公立学校共済組合施設)
	ひびき荘 会議室 (公立学校共済組合施設)
	市庁舎大集会室
	市第二庁舎大会議室

全体会場

小倉市民会館ホール

9 分科会の構成

分科会	討 議 の テ ー マ		助 言 者
1	学習機会提供の拠点としての公民館のあり方を考える ・学習機会拡充のための学級・講座のあり方について ・学習者のニーズに応える学習機会と場の開発について		県教育庁指導第二部 社会教育課 社会教育主事 古賀 雉 里
2	学習情報提供・学習相談の拠点としての公民館のあり方を考える ・住民の学習に応える情報の収集と提供について ・住民の学習に応える学習相談体制について		県教育庁指導第二部 社会教育課 社会教育主事 小野 敏 弘
3	学習活動を結ぶ拠点としての公民館のあり方を考える ・地域の学習グループ・団体等の相互連携について ・地域の学習活動推進のための連絡調整機能について		県教育庁指導第二部 社会教育課 社会教育主事 野見山 寿 雄
4	コミュニティ活動を推進する拠点としての公民館のあり方を考える ・地域づくりのためのリーダー養成とボランティア活動について ・コミュニティづくりのためのプログラムの創造と実践について		北九州市教育委員会 社会教育主事 延 吉 照 安
5	同和教育を推進する公民館のあり方を考える ・同和教育推進のための地域指導者の養成について ・同和教育推進のための啓発活動について		前北九州市教育委員会 同和教育指導員 井 上 重 人
6	市 部	学習・交流の場としての自治公民館のあり方を考える ・地域課題解決のための相互学習のあり方について ・地域住民の積極的な参加を促進する情報交換・交流のあり方について	県立英彦山青年の家 所長 原 田 修 次
7	町 村 部		福岡県公民館連合会 副会長 西 尾 隆 廣

司 会 者	事 例 発 表 者	記 録 者	会 場 責 任 者
庄内町派遣 社会教育主事 正 平 辰 男	飯塚市教育委員会 社会教育係長 原 一 久	北九州市立 風師公民館長 佐 座 幹	北九州市立 門司中央公民館 公民館係長 服 部 芙 美 雄
県教育庁 北九州教育事務所 社会教育課長 中 村 義 隆	直方市中央公民館 係長 牧 紘 一 郎	北九州市立 白銀公民館長 吉 岡 眞 一	北九州市立 小倉北中央公民館 公民館係長 鎰 谷 七 三 雄
県教育庁 福岡教育事務所 主任社会教育主事 安河内 興 二	筑紫野市中央公民館 館長 加 藤 直 行	北九州市立 吉田公民館 宝 一 雄	北九州市立 小倉南中央公民館 公民館係長 中 勇
福岡市教育委員会 社会教育課 社会教育主事 森 川 実	北九州市立 南小倉公民館長 山 田 誠 之 助	北九州市立 若松中央公民館 山 田 輝 忠	北九州市立 若松中央公民館 公民館係長 大 江 利 憲
県教育庁 京築教育事務所 主任社会教育主事 百 留 隆 男	北九州市立 香月公民館長 中 島 正 信	北九州市立 八幡大谷公民館長 山 崎 義 生	北九州市立 八幡東中央公民館 公民館係長 渡 邊 寅 雄
県教育庁 南筑後教育事務所 主任社会教育主事 町 田 光 弘	大牟田市中央公民館 主査 山 岡 博 明	北九州市立 陣山公民館 後 藤 信 義	北九州市立 八幡西中央公民館 公民館係長 安 永 敏 広
北野町派遣 社会教育主事 帆 足 徳 男	大刀洗町富多分館 中 島 恒 樹	北九州市立 戸畑中央公民館 加 藤 恒 子	北九州市立 戸畑大谷公民館 館長 畝 沖 清 三

昭和62年度 公民館優良役職員表彰一覧

公民館の役職員として、地域の公民館活動の振興に顕著な功績があったもの。

- 公立公民館職員
勤続 10年以上
- 自治（町内）公民館長・主事
勤続 5年以上
- 公民館運営審議会委員
勤続 5年以上



笠 進
福岡市城南区
城南公民館長

1. 昨年度新設した父親学級では参加者の自主性を十分に生かした運営を図り、大きな成果を上げた。
2. 町別研修会を実施し、同和問題の解決に積極的に取り組んだ。



石橋 公男
福岡市東区
城浜公民館長

1. 事業の運営にあたっては、事前にアンケート調査を実施し、住民の学習要求に応える事業の展開を図っている。
2. 各種団体の育成に尽力した。



柴田 廣吉
福岡市早良区
有田公民館長

1. 人権尊重の精神を基盤にすえた公民館運営に努め、差別のない地域づくりに尽力した。
2. 多彩な学級・講座の展開を図り、地域住民の学習意欲の高揚に尽力した。



武田 英夫
福岡市南区
東花畑公民館長

1. 高齢者学級の運営にあたっては、運営委員会を組織して、学級生による自主運営を行うなど高齢者教育に尽力した。
2. 福岡市公民館長会の理事として、市の公民館活動の発展に寄与した。



山岡 博明
大牟田市
大牟田市中央公民館主査

1. 婦人教育、高齢者教育事業等の斬新な運営を図り、自主学習グループの組織化と育成に尽力した。
2. 地区公民館図書室の整備、充実に努め、公民館における図書活動の促進に寄与した。



緒方 ミツ子
柳川市
東宮永公民館主事補

1. 婦人学級、家庭教育学級の運営に積極的に参画し、婦人の学習活動の指導、運営に貢献した。
2. 地区住民のコミュニケーションと健康づくりに尽力した。



八尋 七郎
古賀町
古賀町中央公民館長

1. 生涯学習の場としての公民館事業の推進に寄与した。
2. 人権学習の特設講座を開設等人権尊重を基底にした公民館活動の展開に貢献した。



安枝 信一
豊前市
宇島公民館
運営審議会委員長

1. 公民館長及び運営審議会委員長として、施設の整備充実に貢献した。
2. 各種団体の育成指導に努力し、地域の社会教育の振興に尽力した。



広門 秀胤
宮田町
宮田町中央公民館
運営審議会委員

1. 中央公民館の建設に貢献した。
2. 公民館の連携・協力体制づくりを推進し、自治公民館活動の充実・発展に尽力した。



東 武志
中間市
中間市中央公民館
運営審議会委員

1. 中央公民館運営の基盤の確立に尽力した。
2. 青少年市民育成会議の副会長として青少年問題に積極的に取り組んだ。
3. 同和問題に関する啓発活動を地域公民館を中心に展開し、その指導にあたった業績は大である。



大蔵 美永
宝珠山村
宝珠山村公民館長

1. コミュニティスポーツの推進に努め、住民の体力づくりに多大の貢献をした。
2. 各種団体・グループの組織づくりに尽力し、連帯感のある地域づくりに寄与した。



中嶋 貞次
浮羽町
浮羽町公民館
運営審議会委員

1. 公民館活動推進のため、指定分館、指定子ども会を設置する等、活動の活性化を図った。
2. 浮羽町芸能文化祭の運営に尽力し、住民の芸能文化の発展に貢献した。



矢野 信義
新吉富村
新吉富村中央公民館長

1. 村内に分館を建設し、公民館の条件整備に貢献した。
2. 婦人会、青年団の組織の拡充に努め、活動の活発化を図った業績は顕著である。



宮崎 文明
香春町
香春町中央公民館
運営審議会委員

1. 高齢者の趣味を通して、健康保持と仲間づくりに尽力し、高齢者学級の地盤を築いた。
2. 地区公民館、婦人団体等と連携をとりながら青少年の健全育成に努め、大きな成果をあげた。



寺坂 友伸
北九州市門司区
小森江東校区公民館長

1. 公民館を中心に地域指導委員会、子供会等の活動を活発にすることにより、青少年の健全育成に積極的に取り組んだ。
2. 各種講座を開設し、地域住民の教養の向上を図り、よりよい街づくりに貢献した。



奈女良 シヅカ
苅田町
苅田町中央公民館
事務職員

1. 学級、講座、自主グループの合同作品展—公民館まつり—を積極的に実施し、公民館を住民のふれあいの場とした業績は大である。



松浦 肇
北九州市若松区
有毛公民館長

1. 地域住民のための公民館運営に尽力し、幅広い公民館活動を展開した業績は大きい。
2. 区公民館連合会の役員として、地区の公民館活動の振興・発展に寄与した。



古賀春雄
久留米市
高良内校区公民館長

1. 気軽に立ち寄れる公民館をめざし、各種学級、文化、スポーツ活動の振興を図った。
2. 住みよい高良内づくりのための住民組織をつくり、校区コミュニティづくりに果した功績は大きい。



中村一男
筑後市
筑後北校区公民館長

1. 特に子ども会の育成に尽力し、県表彰、全国表彰を受賞に導いた業績は大きい。
2. 校区内の公民館の連携と協力体制の推進に尽力した。



田中政敏
田川市
大藪公民館長

1. 健康モデル館として、地域住民の健康の増進、ならびに体力の増強に努めた。
2. 校区公民館連絡協議会の役員として校区内の公民館活動の振興・発展に寄与した。



熊井登久松
大川市
上野公民館長

1. ラジオ体操の普及による住民の健康づくり、クリークの清掃等による環境美化運動等を推進することにより住みよいまちづくりに尽力した。
2. 青少年の健全育成に努力した。



能間茂
直方市
北校区公民館長

1. 住民こぞって参加できるスポーツ大会等を実施することによって地域の活性化を図った。
2. 地域の伝統行事の継承に積極的に取り組み、住民の連帯意識の高揚に努めた。



原田豊弘
筑紫野市
筑紫野市小地区公民館連絡協議会理事

1. 新旧住民の融和と親ばくの場とした公民館運営及び事業の推進に貢献した。
2. 地区公民館の改築等、公民館の整備に尽力した。



井口 静 男
太宰府市
高雄地区公民館長

1. 各種文化活動を積極的に推進し、地域の文化の向上に寄与した。
2. 地域の環境整備に努め、その指導にあたった功績は顕著である。



菊池 新 達
城島町
浮島公民館長

1. 地域の環境浄化運動にとりくみ、児童公園の設置、植樹、クリークの清掃等成果をあげている。
2. 自治公民館の建設に尽力した。



舛添 定 男
遠賀町
若松公民館長

1. 婦人及び高齢者を対象とした学習活動の推進に尽力した。
2. 町内公民館連絡協議会の役員として、町公民館活動に貢献した。



森本 正 敏
金田町
金田町地区公民館
連絡協議会長

1. 体育スポーツの普及と振興に努め、スポーツを通して青少年健全育成に尽力した。
2. 地区公民館活動の活性化に取り組み、その業績は高く評価されている。

昭和62年度 優良公民館表彰一覽

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施設	
						敷地面積	建物 延面積
						㎡	㎡
公	1	北九州市	こくらひがし 小倉東公民館	〒802 北九州市小倉北区 塚町2丁目4-24	永山 勝	1,551	677
	2		まえだ 前田公民館	〒805 北九州市八幡東区 桃園4丁目1-1	清田 巽	875	704
立	3	福岡市	ちはや 千早公民館	〒813 福岡市東区千早 3丁目3-6	本郷 繁太郎	776	265
	4		ならや 奈良屋公民館	〒812 福岡市博多区奈良 屋町1丁目6	樋口 武之助	248	288
民	5	福岡市	おざさ 小笹公民館	〒810 福岡市中央区平和 5丁目13-75	合田 良水	661	202
	6		ちくしかが 筑紫丘公民館	〒815 福岡市南区筑紫丘 2丁目22-15	山村 謙一	598	267
館							

状 況		設 備 の 状 況	推 薦 の 理 由
構 造	建築年月日		
鉄 筋 4 階	S46・4・1	16%映写機 スライド映写機 電子コピー	地域住民に関心の強い講座を実施するなど、住民のニーズを重視し、すぐれた効果をあげている。 また、公民館だより、講座案内等広報活動を活発に行い利用者の増加に努めている。
鉄 筋 2 階	S51・9・3 (改築)	講 堂 調理室 和 室 (2) 集会室 (3)	地域における各種団体と連携を図りながら、さまざまな事業に積極的に取り組んでいる。 特に、青少年の健全育成に力を注ぎ、地域が一体となって明るい街づくりのために尽力している。
木 造 平 屋	S43・3・31	講 堂 学習室 和 室 事務室 管理人室	ふれあい竹とんぼづくり、親子ゲートボール大会等、親子が一緒になった事業及び地域ぐるみの活動をすすめ、家庭と地域の教育機能の活性化と地域住民の連帯意識の高揚に努めている。
鉄 筋 2 階	S57・3・31 (改築)	集会室 学習室 和 室 会議室 事務室	小学校敷地内に公民館があるという利点を生かして、家庭教育学級をはじめ、学校教育と連携した社会教育事業を多く実施し、成功している。 また、博多の伝統文化の保存に努め、地域住民のコミュニティの場としての役割を果たしている。
木 造 平 屋	S44・3・31	講 堂 和 室 事務室 管理人室	高齢者教育では、熟年学級を開設し、世代間の交流を図るなど学級運営に工夫を加え、地域の連帯感の醸成に努めている。 同和問題解決のための地域指導者の養成に積極的に取り組んでいる。
木 造 2 階	S49・9・25	講 堂 学習室 和 室 事務室 管理人室	住民の生活課題、地域課題を的確にとらえた事業を展開し、積極的で創意工夫をこらした公民館経営は南区における指導的な役割を果たしている。

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施設	
						敷地面積	建物積延面積
						㎡	㎡
公立 公民館	7	福岡市	いいくら 飯倉公民館	〒814-01 福岡市早良区飯倉 7丁目29-27	赤真 茂	518	280
	8		うちほま 内浜公民館	〒814 福岡市西区小戸 4丁目11-32	久保山 秀雄	790	278
	9	甘木市	みなぎ 三奈木公民館	〒838-11 甘木市大字三奈木 4260	大隈 茂	3,662	618
自治 (町内) 公民館	10	北九州市	まるやま 丸山公民館	〒801 北九州市門司区丸 山2丁目4-3	金子守孝	325	149
	11		ひがし 東25区公民館	〒808 北九州市若松区今 光2丁目3-15	栗田末男	381	252
	12	久留米市	つぶくこうく 津福校区公民館	〒830 久留米市津福今町 472-31	下川長也	1,150	456

状 況		設 備 の 状 況	推 薦 の 理 由
構 造	建築年月日		
鉄 筋 2 階	S53・12・13	講 堂 学 習 室 和 室 事 務 室 管 理 人 室	開館以来一貫して「差別のない明るい住みよい町づくり」をモットーに公民館活動のあらゆる機会に同和教育を位置づけている。なかでも飯倉地区社会同和教育推進協議会の結成にあたっては、各機関、団体の連携を図るのに大きな役割を果たした。
鉄 筋 2 階	S54・8・31	講 堂 学 習 室 和 室 事 務 室 管 理 人 室	住民の同和問題に対する正しい理解と認識を深めるため、地域指導者を対象とした継続研修を積極的に推進するとともに、識字学級の開設など、地区内の住民の学習にも力を注いでいる。
鉄 筋 平 屋	S54・3・30	大ホール(ステージ付) 談話室兼図書室 研修室 講座室 調理実習室	「三奈木みなよい町つくろう」の合言葉のもとに地域ぐるみで青少年健全育成活動に取り組んでいる。成人、老人、婦人、若妻の自主サークル活動も活発に行われ、また自治公民館長を対象とする研修会を実施する等、地域の社会教育の推進に努めている。
鉄 筋 平 屋	S52・6・10	ホ ー ル 和 室 (2) 応 接 室 事 務 室	地域住民の親睦交流を深めるためのスポーツレクリエーション活動及び文化活動等活発である。また住民相互の交流を深める中で、社会福祉の増進を図り、住みよい町づくりに貢献している。
木 造 2 階	S36・4・1	会 議 室 (3) 調 理 室 広 間	①学習機会の提供として講習会、講演会を実施 ②施設の提供として各部会活動、自治会活動の会合に使用 ③青少年の健全育成として子ども会、婦人会等地域ぐるみでの取り組み。以上の3つの柱を中心に公民館活動を展開している。
鉄 筋 2 階	S54・6	大ホール 図 書 室 調 理 室 和 室	校区におけるコミュニティの中核施設として、各種サークル活動の育成、文化、スポーツ活動の振興及び地域福祉の充実に力を入れ、明るい文化的な街づくりを推進している。

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施設	
						敷地面積	建物積 延面積
						㎡	㎡
自治 （町内） 公民館	13	田川市	まるやままち 丸山町公民館	〒826 田川市丸山町13-15	富田重登	237	105
	14	筑後市	ながはま 長浜公民館	〒833 筑後市大字長浜 2347	坂田茂穂	1,000	215
	15	大川市	なかはちいんにし 中八院西公民館	〒831 大川市大字中八院	田中 卯太郎	140	110
	16	中間市	しもれんげじ 下蓮花寺公民館	〒809 中間市下蓮花寺 8組	島田武雄	660	191
	17	小郡市	おおほ 大保公民館	〒838-01 小郡市大保1033	福田広志	700	318
	18	筑紫野市	にしよしき 西吉木公民館	〒818 筑紫野市大字吉木	福住止雄	836	209

状 況		設 備 の 状 況	推 薦 の 理 由
構 造	建築年月日		
木 造 屋 平 屋	S41・11	集会室 会議室 調理室	<p>青少年の健全育成と地域の環境美化に力を入れ、神幸祭、キャンプ、墓地清掃等、婦人会、青年部、子ども会、育成会、老人会等一体となって明るい地域づくりに努力している。</p> <p>61年度、地域ふれあい事業を発足。</p>
木 造 屋 平 屋	S 2・10	大集会室 小会議室 ゲートボール練習場 子供遊場	<p>子供遊場、ゲートボール場の施設はよく整備され区民の融和と健康増進を図るためのスポーツ活動が公民館活動として積極的に取り組んでいる。</p>
木 造 屋 平 屋	S33・1・26	調理設備 放送設備 戸外用具	<p>子どもの健全育成に重点をおいた公民館活動が活発で、特に子供人形劇は県下でも屈指である。またクリーク地帯のため、雑草駆除には公民館が中心となって、地域住民全員で取り組んでいる。</p>
木 造 屋 平 屋	S58・5	大広間 調理室	<p>58年に住民の総意で、住民の自費で公民館を改築した。それだけに地域連帯意識も強く、地域ぐるみの文化事業、体育事業、学習会も活発で他の模範となっている。</p>
木 造 屋 平 屋	S46・11・29	大ホール 会議室（中・小） 炊事室 管理人室	<p>青少年の健全育成に視点をおき、区民総ぐるみでふれあい活動を進めている。その一環として、郷土美化作業を実施。これは快適な生活環境づくりと、子どもたちにボランティア活動の体験をさせることによりふれあいのある地域づくりを推進している。</p>
木 造 屋 平 屋	S52・11	和 室 (2) 講 堂 調理室	<p>農村部のため、農閑期を利用して、区民一体となった活動が活発である。また、住民の声をいかした学習等も積極的に展開し、本市の公民館活動のモデル地域となっている。</p>

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施設	
						敷地面積	建物積延面積
						㎡	㎡
自治(町内)公民館	19	三 瀨 郡 大 木 町	かみむたぐち 上牟田口公民館	〒 830-04 三瀨郡大木町大字 上牟田口	牟田口 均	383	165
	20	八 女 郡 広 川 町	むれちやや 牟礼茶屋分館	〒 834-01 八女郡広川町大字 広川 51	浜 地 常 喜	1,534	105

状 況		設 備 の 状 況	推 薦 の 理 由
構 造	建 築 年 月 日		
木 造 平 屋	S59・3	集会室 和 室 料理実習室 運動広場	特に青少年の健全育成には力を注ぎ、上牟田口青少年協議会を結成し、子どもソフトボール大会、子ども会キャンプ、講演会等を実施し、青少年の非行防止を推進している。
木 造 平 屋	S54・6・1	会議室 (4) 厨 房 ゲートボール場 バレーボール場	58年に第1回の「牟礼茶屋区民まつり」を開催して以来、区民のふれあいと和を図るための学習活動体育、文化活動等が分館を中心に地域活動として展開され成果をあげている。県内、県外からの視察の受け入れもある。

－ 記 念 講 演 －

「豊かな心を育てる地域社会の役割」

南小倉病院長 矢 内 伸 夫 氏

分科会事例発表要旨

第1分科会

討議のテーマ	学習機会提供の拠点としての公民館のあり方を考える ・学習機会拡充のための学級・講座のあり方について ・学習者のニーズに応える学習機会と場の開発について		
助言者	県教育庁指導第二部社会教育課社会教育主事	古賀	雉里
司会者	庄内町派遣社会教育主事	正平	辰男
記録者	北九州市立風師公民館長	佐座	幹
会場責任者	北九州市立門司中央公民館公民館係長	服部	芙美雄

学習機会提供の拠点としての公民館のあり方

飯塚市教育委員会社会教育係長 原 一 久

1. 飯塚市の概要

飯塚市は福岡県のほぼ中央に位置し、JR筑豊本線が南北に走り、国道200号、201号および211号が市街地で交差した交通の要街地である。又嘉穂盆地の北部にあたり、気候は比較的温暖で三方を緑豊かな山々に囲まれ、これらの山峰に源を発する多くの川は市域を南北に流れる母なる遠賀川本流に注いでいる。

石炭産業から脱皮した、新生飯塚市は、21世紀に向かって着実に進んでいる。学園都市構想として九州工業大学情報工学部の開学、近畿大学工学部の充実等、地域の教育、文化活動の中心として、「豊かな人間性と個性ある地域文化を育くむ市民都市」をめざしている。

2. 学習機会拡充のための講座のあり方について

地域におけるコミュニティーの中核として公民館形成に努めるとともに、地域課題の解

決に結びつく運営に努めることが必要であり、又、住民の学習課題に対応出来る専門職員の資質の向上に努め、生涯教育の視点にたった教育活動の推進をはかるべきであると思料される。

(1) 家庭教育学級等、家庭教育に関する学習機会を充実し、家庭教育の振興を図る。

(2) 少年の健全育成を図るため、学校、社会教育（公民館）との連携、各種団体、関係機関との協力を得て育成に努める。

(3) 平均寿命の延長にともなう高齢化社会に対応するため、生きがいの醸成及び社会参加を目的とした高齢者教育の推進を図る。

(4) 社会教育関係団体指導者の育成を図るとともに、自主的活動を促進し健全な発展に努める。

(5) 婦人の地位向上、社会参加を考えた学習機会の充実を図る。

3. 学習者のニーズに応える学習機会の場の開発について

(1) 家庭教育の充実と展開

元来当市は、家庭教育の分野に重点を置ききめ細かな学習運営を各地区公民館で実施してきた。しかし、参加者の反応は思ったより悪く参加者の減少が目立っている。そこで、家庭教育の分野に視聴覚教材を取り入れた学習を本年度より企画した。家庭教育フィルム、ビデオテープ等を学校の母親会（市内小中学校）に対し試写会、又同時に同教材を使っての学習方法の指導等を実施している。

(2) 少年の健全育成と各種団体との連携（本年度新事業の家庭教育推進交流事業を実施する）

(ア) 人材活用事業一野外活動に対する指導員を養成し、子供会等におけるレクリエーションの指導、又は子供のしつけ、いじめに関する学習会の指導助言。なお、子供の健康維持に関する相談・指導も行う。

(イ) 家庭教育事業推進委員会の設置一幼児教育及び明日の親に関すること、また、学校・地域・子供会等でいじめをなくす学習会等を開催する企画を各関係者（10名）により、意見を具体的方法にまとめ提言していく。

(ウ) 家庭教育地域交流集会の開催一市内の3会場（公立公民館）で家庭教育のあり方に関する交流会（シンポジウム）を開催し、学校・地域・子供を持つ親、青少年の育成に関する団体との連携を保つ。

(3) 高齢者教育の充実

昭和47年度より、県の委託事業である老人大学飯塚講座を当市に運営委員会を設置して、今日まで継続して開設している。しかし、高齢者の学習意欲は益々旺盛で当市では、この

要望に対応するため、昭和62年度より、老人大学（4年制）を設置し、高齢者が安心して学習を継続することが出来るようにした。しかも、4年間の学習の中で高齢者の社会参加を目的とした学習カリキュラムを継続する。

(4) 婦人教育の拡充

県の委託事業による婦人大学飯塚地区講座の開催により、婦人の学習意欲も高まり、各地区公民館で実施している婦人学級も着実に充実している。また、当市では、婦人の社会参加と地位の向上をめざす「婦人問題懇談会」を設置、学習とともに、婦人自らが自立できる意識を身につける教育を実施している。

(5) 視聴覚教育の推進

視聴覚ライブラリーの充実とともに、16mmフィルム、ビデオ録画の教材の利用を一段と進めている。

4. おわりに

各事業を幅広く推進していくことは内容及び成果が半減する恐れもある。本市では前述したように、学園都市として生まれかわる大切な時期でもあり、人づくりを進めていく社会教育（公民館）事業の責務は大きなものがあることを痛感している。

第2分科会

討議のテーマ	学習情報提供・学習相談の拠点としての公民館のあり方を考える	
	・住民の学習に応える情報の収集と提供について	
	・住民の学習に応える学習相談体制について	
助言者	県教育庁指導第二部社会教育課社会教育主事	小野 敏 弘
司会者	県教育庁北九州教育事務所社会教育課長	中村 義 隆
記録者	北九州市立白銀公民館長	吉岡 眞 一
会場責任者	北九州市立小倉北中央公民館公民館係長	鎰谷 七三雄

地域における学習情報・学習相談のセンターとして

直方市中央公民館係長 牧 絃一郎

1. はじめに

近年、高度な情報化・高齢化は、急激に社会の変化をきたし、人々の生活に大きな影響力を及ぼしている。それに伴って、人々も今や数々の諸課題に直面しているといっただろう。

このような情報化社会と呼ばれる状況の下で地域の人々の学習意欲を高め、学習が効果的に行われるためには、学習に必要な情報が、的確にしかも豊富に提供される必要がある。そのためには求めに応じて「いつでも、どこでも、誰にでも」学習情報の入手出来る機関が身近なところに存在する必要がある。その意味で地域の人々にとって「出あい・ふれあい・学びあい」の場として親しまれてきた公民館が、今又新たに各種学習情報・学習サービスセンターとしての役割機能を持つことを要求されてきている。つまり今までの公民館は学習の促進と施設設備の提供を最重視してきたわけだが、今後はそれに加えて学習情報

を系統的に提供し、個人・グループ団体の生活学習における相談が気軽にできるよう整備し、そのための体制づくりが急がれている。

2. 本市の概要

人 口 65,327人

面 積 61.63km²

地 勢

東に福智山（901m）がそびえ、その支脈が南北に走っている。西は六ヶ岳の丘陵が北西に広がり、中央には小さな丘が起伏しているものの、比較的平らな地域である。この地域の中央を遠賀川が流れ、市を2分しており、中央公民館は西側の中央部に位置している。

3. 公民館組織の現状と住民の実態

公立公民館として中央公民館と植木公民館の2館、校区公民館は小学校区に11館、自治公民館が93館ある。

市東部は筑豊電鉄・国道200号等交通網の完備により北九州市のベッドタウン化するとともに、新しい住民意識（地域活動、学習活動に積極的に取り組む）の胎動が見られた。

4. 公民館の基本方針

「国際化・情報化・高齢化社会に進んで対応出来る市民づくり」との社会教育の基本方針を受けて、「国際感覚への対応性を養い、21世紀への社会変動に対処出来る人間性豊かな市民の育成に努めること」である。又これに基づく施策の方向として

○生涯学習の推進は、市民の要望とその効果を適切に判断し、計画的・継続的に行う（各種学級及び講座の開設と学習方法・内容の充実）（各種関係団体との連携・事業の推進）

○視聴覚教育と図書室の充実（視聴覚機器の整備と効果）（資料整備と情報の提供、広報活動促進をはかる）

5. 情報提供事業の現状と課題

(1) 住民への情報サービス

〔当館の主な公民館事業〕

一般成人講座9、婦人講座1、高齢者講座1、親子講座2

○学習相談事業

- ・諸学級諸講座の講師の紹介
 - ・石鹸作り（希望者の依頼を受けての講習）
 - ・媒体学習に伴う16ミリ映写機やスライド映写機の貸出し
 - ・乳幼児学級の中で障害児を持つ母親から依頼された専門機関の紹介
- 今後の課題としては、領域別講師一覧表や講師ファイリングカードの作成

○学習提供事業

- ・公民館事業の市広報並びに新聞掲載
 - ・一部講座については別枠チラシの事業所配付（乳幼児教室、星座教室、夏休み親子教室、青年教室）
 - ・校区公民館長が理事として活動している理事会を毎月1回開催し情報交換
- 今後の課題としては効果的な情報提供のための公民館を検討し発行していきたい。

(2) 利用団体等相互の情報サービス

- 婦人教養講座と高齢大学の学級生同士の社会見学旅行等での情報交換
 - 老人大学院と趣味の講座受講生同士の共同作品展等での情報交換
- 今後の課題としては他団体相互の交流を図り、団体間の広報紙の交換、アンケート結果の交換、団体代表者による連絡調整機関の設置等について更に検討を加えていきたい。

(3) 行政事業の情報サービス

市長部局や市教委との連携事業の推進で、ふれあい学級、文化祭、同和問題啓発作品の展示等をした。

6. おわりに

中央公民館は、地域における学習情報・学習相談のセンターとしての運営に努めていくべきであろう。そのためには、今後県下各先進施設の運営方法を学ぶとともに、住民に対しての意識調査等を行い、市長部局との連携強化のもとに、住民の多様化、高度化した学習要求に応える施設としての運営に努めていきたい。

第3分科会

討議のテーマ	学習活動を結ぶ拠点としての公民館のあり方を考える ・地域の学習グループ・団体等の相互連携について ・地域の学習活動推進のための連絡調整機能について
助言者	県教育庁指導第二部社会教育課社会教育主事 野見山 寿 雄
司会者	県教育庁福岡教育事務所主任社会教育主事 安河内 興 二
記録者	北九州市立吉田公民館 宝 一 雄
会場責任者	北九州市立小倉南中央公民館公民館係長 中 勇

学習活動を結ぶ拠点としての公民館のあり方を考える

筑紫野市中央公民館長 加藤 直行

1. 筑紫野市の概要

市は昭和30年、旧1町4村の合併により筑紫野町となり、昭和47年、市制をひき現在人口は63,336人。福岡市のベッドタウンとして人口急増地域であり、新旧住民の連帯が望まれるところである。

2. 公民館の現状

(1) 開設年度及び規模

筑紫野市中央公民館は昭和47年4月開館、敷地18,016㎡、建物(延)1,768㎡、構造鉄筋コンクリート造2階建、茶室、和室、調理室、幼児室、図書室、会議室、講堂、視聴覚室、学習室、講義室であり、市のはほぼ中心部に設置されており、利用の面では有利である。

(2) 職員

社会教育課公民館係4名、嘱託(館長、司書、指導員)3名、管理人1名、土・日曜図書司書1名である。

(3) 運営状況

① 開館時間ー9時から22時まで(但し日曜、月曜は17時まで。② 休館日ー毎月第4月曜日、祝祭日、年末年始。③ 職員の勤務体制ー一般事務職員同様8時45分から17時まで(以外は管理人)。④ 運営の実態 (ア) 主催講座6 (イ) 定例的利用の自主グループ92、その他の事業は、グループ代表者の学習会、類似施設(小地区公民館)76館の館長・主事研修会、コンサートグループの発表会、読書推進大会、1日移動図書館など。それに市制合併前の旧村の、山口、御笠、山家、筑紫に地区公民館を設け、山口2講座、御笠4講座、山家5講座、筑紫3講座の主催講座を開講している。

3. 地域の学習活動の推進(学習グループ結成のいきさつ)

筑紫野市では、すべての市民が、あらゆる学習、あらゆる講座を利用して、人間性豊かな生活、自らの生活に即する文化的教養を高め

得る環境づくりを進め、特に1人1人の人権を大切にす人権思想の普及や、青少年の健全育成を目指し、社会教育の中心施設である中央公民館を拠点として多くの学習講座を開講し、中央公民館が開館されてから10年目を迎えた昭和58年には、学習グループ80前後に増え、意欲的な学習活動を展開している。しかし、10数年間中央公民館を拠点として学習に参加していても、どの学習に誰が来ているのか、学習が別々であれば館内で顔を合わせることもない、他のグループのことは何も知らないといった状態で、公民館が過去貸し館業の内容に終始した一時期もあった。

4. 学習グループの相互連携の推進

筑紫野市中央公民館において、学習グループの相互連携を図るために昭和58年頃より、学習グループの代表者会（準備会）を開き、

- ①各ブロック現状報告
- ②ブロック編成について
- ③連絡会構成範囲

などについて話し合った結果、公民館利用グループ代表者会（準備会）結成の運びとなった。引続き、各学習グループにおいて、

- ①部門編成について
- ②規約について

検討し、同年7月、学習グループ連絡会部門別代表者会を開き、文化、美術、音楽、伝統芸能、体育レク、子供育成などの部門より理事を選出し、組織・機構・規約・目的など検討した結果、

- ①規約について
- ②四役の選出
- ③会の名称

を話し合い、四役を選出し、名称を「筑紫野市中央公民館学習グループ連絡会」と決定し

た。手始めに、親睦と交流を深めるため「ぶどう狩り」を計画し結成の盛り上がりには花を添えた。学習グループでは結成を記念して、「公民館まつり」をやろうということになり、同年9月、四役会で日程などを決め、10月26日の結成式後20日間にわたり、「84住民まつりライブ筑紫野」を開催。この事業が盛会裡に終了したのは、公民館で学ぶ学習グループの仲間が互いに手をつなぎ合ったことがすばらしい結果につながったと思う。さらに、住民学習に輪を広げていこうという意欲が高まり、学習グループの相互連携が強まりつつある。

5. ま と め

筑紫野市中央公民館学習グループは、住民まつりという、1つの目標が出来たことにより、日日の学習の中で1人1人が生き生きと仲間づくりをめざしその輪を広げて行った。翌60年には、第2回目を行い、61年は、名称を「86ライブ筑紫野公民館まつり」と改め、生涯学習推進の基本姿勢を確認しながら人と人とのかかわりの中から地域の活性化をめざし、さらに、筑紫野市及び筑紫野市商工会との共催による「ふれあい事業」として指定都市の事業と併せて盛会に開催した。また、この会は、公民館まつりや学習グループの発表会の売上金の中から、一定の金額を社会福祉関係組織に寄贈をするなどの寄附活動も行っている。今後は、市民文化の祭典となった「公民館まつり」を柱に市民学習の楽しさと喜びを更に地域に広げて行きたいと思っている。

第4分科会

討議のテーマ	コミュニティ活動を推進する拠点としての公民館のあり方を考える ・地域づくりのためのリーダー養成とボランティア活動について ・コミュニティづくりのためのプログラムの創造と実践について
助言者	北九州市教育委員会社会教育主事 延吉 照安
司会者	福岡市教育委員会社会教育課社会教育主事 森川 実
記録者	北九州市立若松中央公民館 山田 輝忠
会場責任者	北九州市立若松中央公民館公民館係長 大江 利憲

コミュニティセンターの名前を持つ公民館

北九州市立南小倉公民館長 山田 誠之助

1. 二つの名前を持つ公民館

北九州市では、公民館をコミュニティ活動の中核施設として位置づけ、心豊かなまちづくりをめざす地域活動の拠点としての役割を期待して、一中学校区一館を目標に整備を進めている。

南小倉公民館は、60年11月に小倉北区における最後の未設置校区であった南小倉中学校区（小熊野地区）に設置された。

設置に当たっては、地元住民の強い要望があり、コミュニティ活動の拠点としての機能を積極的にとりいれ通称名を「小熊野コミュニティセンター」とした。

2. 小熊野コミュニティの概要

小熊野コミュニティは、北九州市の行政、経済の中心地域である小倉北区の南西部に位置した住宅地域で、南小倉・南丘の2つの小学校区から構成されている。

この地区は、昭和40年代に住宅地域化が進

んだ頃から地域活動が盛んで、58年に北九州市のモデルコミュニティの指定を受け、さらに、60年からは自治省によるコミュニティ推進地区の指定を受けており、全住民参加のコミュニティづくり運動をめざしている。

- 面積 689ヘクタール
- 人口 27,596人
- 世帯数 8,864世帯

3. 61年度における館の活動状況

コミュニティセンターとして開館した公民館であるので当面の運営目標を

- (1) 小熊野コミュニティの活動拠点として地域の理解を深め積極的にその役割を果たす。
 - (2) 地域のニーズを満たせるクラブやサークルの育成を図る。
 - (3) 地域住民に親しまれる館運営をめざす。
- の3点とした。

(1)については、もともとコミュニティ活動

が活発な地域であるので、その活動拠点としていかに自由に館を活用してもらえるかに気配りをした。

小熊野地区コミュニティ委員会の事業については次で述べるが、コミュニティ関連の事業や会合を館主催事業として最優先し、地域の自治会や社会福祉協議会・婦人会・老人会・子供会・PTA等の団体の活動の場としても利用しやすいように配慮している。

(2)については、地域内の住民が教養や趣味の活動をとおして、ふれあい活動の場となるように各グループにお願いしている。

今日では47のクラブが生まれ、地域内の住民がクラブ構成員としての比率も高く、活動をとおしての人間関係が深まりコミュニティの雰囲気づくりに大いに役立っている。

(3)については、入りやすい建物の雰囲気とこども文庫を含めたコミュニティホールを備えており、地域住民のサロンとしてできるだけ自由に親しんでもらえるように心がけている。

その他、公民館の事業としては、文化祭・こどものつどい・「こどもの樹」植樹祭・青少年健全育成講演会や小熊野子育て学級・消費生活講座・やさしい文章教室等を地域の人の協力を得て実施している。

また、「こぐまの文庫」は、文庫ボランティアの協力により毎週水曜と土曜に貸し出しや読み聞かせを行っており、地域の子供達に親しまれている。

4. 小熊野地区コミュニティ委員会の活動

小熊野コミュニティは、南小倉校区自治連合会と南丘校区自治連合会の二つの小学校区自治連合会から構成されており、両校区それぞれ固有の活動の外、小熊野コミュニティで

取り上げる課題を模索しながら活動をしている。

館はコミュニティセンターとして、地元と一体となって活動に取り組んでいる。

主な事業は、次のとおりである。

- (1) コミュニティ活動計画の作成と実践
- (2) コミュニティマップとコミュニティプランの作成
- (3) コミュニティリーダーの養成と研修
- (4) 小熊野コミュニティだよりの発行
- (5) 青少年を育てる会の諸事業
- (6) ホタルの里づくりとホタル祭り
- (7) 小熊野コミュニティ文化祭
- (8) 町内「こどもの樹」植樹祭
- (9) こぐまの文庫事業
- (10) 小熊野コミュニティセンター施設管理ボランティア事業

5. コミュニティセンターの名前を持つ公民館として

公民館はもともと地域活動の拠点としての機能がある。

しかし、都市部における公民館の中には、学級・講座やクラブ活動偏重となっているものも多く見られる。

地域の連帯意識の希薄化が社会問題として取り上げられている今日、あえてコミュニティセンターの名前をつけたところに南小倉公民館への期待を感じる。

近くのお年寄りの手で前庭に植えられた草花・寄贈されたこども文庫の図書、「こんにちわ」と元気に声をかけて入ってくる利用者やコミュニティ活動のリーダー。

南小倉公民館では、地域に人々の「おもいやり」と「協力」に支えられて地域性豊かな活動の輪が広がっている。

第5分科会

討議のテーマ	同和教育を推進する公民館のあり方を考える	
	・ 同和教育推進のための地域指導者の養成について	
	・ 同和教育推進のための啓発活動について	
助言者	前北九州市教育委員会同和教育指導員	井上重人
司会者	県教育庁京築教育事務所主任社会教育主事	百留隆男
記録者	北九州市立八幡大谷公民館長	山崎義生
会場責任者	北九州市立八幡東中央公民館公民館係長	渡邊寅雄

同和教育を推進する公民館のあり方

北九州市立香月公民館長 中島正信

1. はじめに

同和教育の解決は、行政の責務であり国民的課題である。

家庭や地域社会の中で人間尊重の輪を広めていくために公民館は同和教育にどう取り組んで行かねばならないか、今までもその取り組みを進めてきたが、さらにその役割と責任を痛感し、当大会で内容のある今後の取り組み方をつくりだしたいものである。

2. 同和教育の基本的な考え方

北九州市の同和行政推進の基本理念として差別のないまちづくりを進めるためには、「人権の尊重」「地域の連帯」「自立・自治」の3つをあげている。

この理念にたって、公民館は重点事項として、あらゆる機会を通じて基本的人権をみんなのものにしていく学習を取り入れていかねばならない。

3. 地域の概況

当公民館は、北九州市7つの行政区の中の八幡西区にあって、八幡西中央公民館に所属する公立の地域公民館の1つである。

北九州市の西南部に位置し、中間市に隣接した地域にある。

現在、香月ニュータウンをはじめ大小の新興団地ができ、新しい地域形成をなしている。

“香月”は、「花香しく月清き里」として名付けられたといわれ、自然の景観に恵まれたところである。

地域内には、2中学校、4小学校、香月自治区連合会（13区会）、小地区公民館（19館）等がある。

○人口 約30,000人

○世帯数 約9,000世帯

4. 香月公民館の取り組み

(1) 公民館同和教育講座

公民館を利用している学級・講座生を

はじめクラブ、サークルを対象として、人権学習会（春4回、秋4回）を実施。

テーマは「私たちの身のまわりの差別を考えよう」

学習内容の具体例

- 婦人の社会的地位の向上
- 部落差別の解消
- 身障者の完全参加と平等
- 家庭とだんらん
- くらしと人権
- 差別の実態に学ぶ
- 北九州市の同和対策
- 同和問題解決への道

特に運動団体の協力を得て「差別の実態に学ぶ」座談会を実施している。

(2) 小地区公民館の取組み

香月地区には小地区公民館（類似公民館）が19館あり、香月地区小地区公民館連絡協議会を結成している。

その中で各小地区公民館長が積極的に「人権学習会」や「青少年問題を考える集い」を企画・実施し、地域住民に対する啓発活動に取り組んでいる。

特に、地域内のPTA、子ども会、婦人会、老人会、自治区会等の連携を図り人権学習が地域に浸透するよう努力している。

当館は、毎回出席して講師、映画教材、資料の提供等に全面的協力を行っている。

(3) 家庭教育学級の取組み

香月地区にある2中学校、4小学校はいずれも家庭教育学級を年間8回～10回実施し、その中に必ず2回の人権学習を取り入れている。

学習の内容、講師の斡旋、映画教材等については当館が全面的に助言や協力を

し、時には講師、助言者として学習会に参画している。

(4) 家庭教育学級主事会

毎月1回各小中学校家庭教育学級のリーダー（各校3人～5人）が参加し、学校間の情報交換や研修を実施し、魅力ある学級づくりをめざしている。

その中で、人権学習のもち方、講師依頼についての事前協議、学習会の事前アンケート等の実施により学習効果をあげている。

(5) 南部8校同和教育推進連絡協議会の取組み

香月、木屋瀬地区3中学校5小学校のPTA、学校を主体として同和問題解決のため取り組んでいる。

公民館としても講師、情報、資料等を提供し、学習の促進に協力している。

(6) 香月地区文化祭の取組み

香月公民館と楠橋市民館（隣保館）で毎年10月、みんなの手づくりによる合同の文化祭を実施している。

公民館利用グループも積極的に参加しまた、運動団体の各支部のグループとの合同作品展、芸能発表会、識字学級の作品展等も実施している。

この文化祭は、長年の伝統があり地域の交流の場にもなっている。

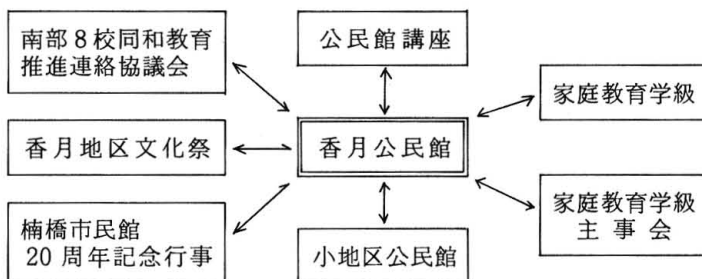
(7) 楠橋市民館創立20周年記念行事の取組み

公民館、自治区会、子ども会等各種団体が地域ぐるみの協同参加で「地域の連帯」を促進するため現在、実行委員会を設け準備を進めている。

以上、述べたように香月公民館ではいろいろな機会や場において、人権学習を主体的に

取り組む努力をしてきている。

〔香月公民館のとりくみ〕



5. おわりに

公民館における同和問題解決の取り組みを考えると、反省としてどこでも共通した問題点があげられている。

その問題点の一つとしては、人間の意識の変革に係わる問題である。

そのために人びとの心に深く浸透し、また、自由に話し合う条件づくりに努め、同和問題、人権問題について正しい理解と認識をもってもらわなければならない。

地域公民館は、第一線にあって。その役割と責任を痛感する中で、啓発の内容、方法についてさらに抜本的にその取り組みを検討していきたい。

第6分科会

討議のテーマ	学習・交流の場としての自治公民館のあり方を考える。 ・地域課題解決のための相互学習のあり方について ・地域住民の積極的な参加を促進する情報交換・交流のあり方について	
助言者	県立英彦山青年の家所長	原田 修次
司会者	県教育庁南筑後教育事務所主任社会教育主事	町田 光弘
記録者	北九州市立陣山公民館	後藤 信義
会場責任者	北九州市立八幡西中央公民館公民館係長	安永 敏広

町内公民館による社会教育活動を踏まえた 地域活動のあり方を考える

大牟田市中央公民館主査 山岡 博 明

1. はじめに

大牟田市の町内公民館活動の現状を考察し、社会教育活動の盛り上がり期待できる町内公民館像を探ると同時に公立公民館と共に歩める条件づくりを考えて見たい。その中で、地域住民の学習のあり方や社会教育活動を踏まえた地域活動を実践していく事の出来る町内公民館を創造するための素材にしていだければ幸いである。

2. 福岡県の他市町村に見られない大牟田市 町内公民館の性格

大牟田市の町内公民館は例の少ない町内公民館といえる。他市町村の場合も、町内公民館はあるが、その活動は社会教育活動のためだけの住民活動組織である。

さて、大牟田市の町内公民館では、一斉清掃や消毒、料理、書道等の講習会、政治講演会、募金、旅行、盆踊り、スポーツ等非常に

幅広い行事が実施されている。

他市町村では、講習会や講演会、文化祭、展示会等の教育文化事業は町内公民館で実施し、一斉清掃や募金、旅行、盆踊り等の行事は自治会で実施されているようだ。

他市町村では、町内公民館と自治会が別々に作られていて、およそ上記のような役割分担が行われているのが通例である。

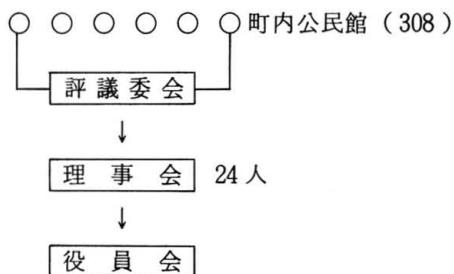
どちらの形態がよいかは一概にはいえないが、大牟田市の場合は、住民の要望が町内公民館1か所に集約出来ること、問題提起→学習・話し合い→活動（行事）がひとつの組織内で全て消化出来る利点がある。

しかし、活動範囲が広がるため役員が忙しくなり、その為に役員のなり手が無い事が欠点としてある。尚、行事とは、一定の計画に沿って日を決めて行う催しをいう場合が多いが、本市の町内公民館には、この行事だけでなく①住民の意見を聞く、②住民の話し合

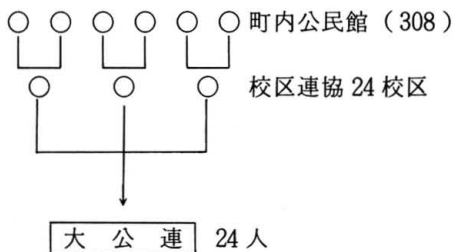
いのある場を作る、③住民のコンセンサスを図る等の活動がある。

3. 大牟田市町内公民館の連絡機構(案)

現行(上位下達的)



改正案(情報交換)



4. 町内公民館の課題の解決は住民学習を媒介にして(61年度事例2件)

- (1) 地域課題解決の為の学習活動に取り組む玉川校区の事例(別途資料)
- (2) 地域住民の積極的な参加を促進する事業に取り組む天道校区の事例(別途資料)

5. 地域住民の生活課題をめぐる町内公民館と公立公民館の関わりについて(別途資料)

6. 今後の課題

- (1) 地域住民の自治意識、連帯感を高める為の学習活動を公民館が主となり既設の教育機関の相互提携及び地域内の教育的機能を持つ施設との連携を図り、相互学習体制を点から線へ、線から面へと拡充していく方策が必要である。
- (2) 町内公民館活動に30代、40代の男子成人が参加出来る場、機会をどのように組み立てていくかが今後の課題である。

第7分科会

討議のテーマ	学習・交流の場としての自治公民館のあり方を考える ・地域課題解決のための相互学習のあり方について ・地域住民の積極的な参加を促進する情報交換・交流のあり方について
助言者	福岡県公民館連合会副会長 西尾隆廣
司会者	北野町派遣社会教育主事 帆足徳男
記録者	北九州市立戸畑中央公民館 加藤恒子
会場責任者	北九州市立戸畑大谷公民館長 畝沖清三

地域住民の積極的な参加を促進する情報交換・ 交流のあり方について

大刀洗町富多分館 中島恒樹

1. 大刀洗町の概要

大刀洗町は筑後川の中流、三井郡の東北部に位置する。昭和30年に大堰村・本郷村・大刀洗村が合併し、東西8km、南北6.5km、面積22.66㎦からなる。13,600人の静かな田園の町である。

大刀洗町の基幹産業は農業で、米、麦の他軟弱野菜（レタス、キャベツ、大根、ネギ等）又ビニールハウス栽培（いちご、キュウリ、トマト等）及び植木生産などが盛んである。

大刀洗町の工業団地には、公害のない企業を誘致することにより農業と工業の調和のとれた町づくりをめざしている。

2. 富多区の概要

富多区は県道鳥栖朝倉線が東西に、県道中尾大刀洗線が南北に走り交差している。又西鉄甘木線の電車が走り区の中央部に大堰駅があり、交通の便と自然環境に恵まれた地区で

ある。現在世帯数174戸、人口714名である。

施設は、公民館が34年前に区民の総意により建築され、木造瓦葺平屋建、建坪120㎡で内部は大広間、和室2、調理室がある。神社の境内に建っていて大変静かで環境のよい所である。

3. 富多分館運営の概況

(1) 組織

大刀洗町富多分館	青少年健全育成区民会議	26名
	老人クラブ	130名
	婦人会	145名
	富中会	56名
	体育委員会	10名
	子供会	56名

(2) 活動内容

- ・子供会一卒業おめでとう会、親と子の話し合い、空かん拾い他

- 体育委員会一早朝野球、体育指導者研修他
- 富中会一後述
- 婦人会一婦人会懇談会（嫁と姑問題）夫婦懇談会、敬老会奉仕他
- 老人クラブ一嫁との懇談会、ゲートボール大会他
- 青少年育成会一挨拶運動、読書会、環境浄化運動他

3. 活動の一端

(1) 富多・中川地区運動会

- 例年9月～10月にかけて行う。
- 参加総数 600～700名 老若男女
- 種目 約25種目
本年で第3回になり以前は富多区のみで運動会又ソフトボール、バレーボール大会を行っていた。
- 富田・中川地区の合同の意識
田畑が隣接し行政上なにかと一緒になることが多い。西区民の交流を密にし親善・理解を深める。

(2) 富中会

(大堰神社太鼓)

①目的

- 会員意識の高揚と団結の強化のため地区の活性化に積極的に貢献。

②活動内容

- ①地域の村祭りに参加。
- ②周辺市町村行事への参加。
- ③町内の盆踊り大会等への参加。

(水天宮カラオケ大会)

①目的

- 毎年5月5日の大堰神社のお祭りに花をそえる。
- 区民の親睦に役立つ。

(ゲートボール大会)

①目的

- 地区の老人とのふれあいを深める。
- 会員夫婦、老人クラブ会員、区役員との親睦。

(壮年ソフトボール大会)

①目的

- 会員の体力チェック。
- 会員のコミュニケーションを深める。
- 反省会での分館への提言。

(魚取り大会)

①目的

- 手づかみ、泥まみれの体験。
- 思い出づくり。
- 青少年健全育成とふるさとの良さ。

(研修会)

①目的

- 親睦、レクリエーション、スポーツのみに止まらず、会員自身の力量を高めるための研修機会の拡充が必要である。

4. 今後の課題

さまざまな行事を実施することにより、地域住民のふれ合いが活発になったが、練習日程（開催時期）の調整の問題、子供に対する指導の不安（事故等）、会員の団結及び広報活動等が今後の課題である。

参 考 資 料

(1) 「福岡県における公民館の実態とその考案」

—これからの公民館の姿を求めて—

〈公民館福岡—第69号—〉抜すい

(2) 福岡県公民館連合会の歩み

- ① 福岡県公民館大会年表
- ② 地区別公民館職員研修会
- ③ 公民館職員県外研修
- ④ 県内公民館設置数 (年次別)
- ⑤ 文部大臣表彰の推移
- ⑥ 県公連歴代会長・副会長名簿

第三章 今後、公民館に期待される役割

これからの公民館の方向

昭和21年7月文部次官通牒によって公民館が構想されて以来約40年近くなるが、その間に公民館が社会教育の中核施設として果たしてきた役割やその成果は高く評価できるものである。

しかし、近年の急激な社会構造の変化は、人びとの学習要求の多様化、高度化をもたらし、公民館に対する期待も多岐にわたり、それらに応じていく公民館の管理・運営のあり方も複雑化し、公民館は多くの問題や課題をかかえるに至ったといえる。

特に、最近では社会教育以外の他行政部局や各種団体をはじめ、コミュニティセンターなどの公民館類似施設やカルチャーセンターに代表される民間教育産業、さらには、マスコミ、企業等の中でも人びとの学習機会や場が提供されるようになってきており、新たに公民館のもつ固有の役割や機能の見直しが必要となってきた。

また、今日の社会の変化に対応する教育のあり方として生涯教育が提唱され、その推進にあたって社会教育に寄せられる期待は一段と高まり、とりわけ、社会教育の中心施設である公民館は、生涯教育推進の拠点となるべき施設として重要視されているといえる。このことは、昭和59年3月全国公民館連合会の第5次専門委員会が答申した「生涯教育時代に即応した公民館のあり方」の中で21世紀に向けて公民館が選ぶべき進路として具体的に提起していることから理解できることである。

このような状況の中において、人びとは多くの生活上、教育上の諸問題に直面しており、これらの諸問題に対応し、生活の向上や自己の充実を図り、生きがいのある人生を享受していくために、自らが生涯にわたって学習を続けていくことが必要となってきた。

したがって、地域社会における人びとの学習施設である公民館は、人びとの学習要求に対応できる教育施設としての機能を十分備え持つことが必要であり、その充実のために社会教育行政担当者は最大限の努力をすることが重要である。

(1) 学習機会提供の拠点としての公民館

公民館が構想されて以来、地域住民の学習機会の場として、公民館が果たしてきた役割は高く評価できるといえる。

しかし、先にも述べたように最近になって、公民館以外でも人びとの学習の機会や場は多く用意されるようになり、新たに公民館の役割や機能が問われている。

このことは、公民館から学習機会提供の機能が失われたとか、必要なくなったというのではなく、公民館以外の他施設や機関で学習機会が提供されればされるほど、また、住民の学習要求が多様化、高度化すればするほど新しく、時代の変化に即応した公民館の役

割や機能のあり方が期待されてきたものとして受けとめるべきであり、従前から多くの公民館で実施されてきた定型化・画一化された学習内容や方法を見直し地域住民の多様化、高度化した学習要求に応えられる学習提供の拠点としての機能の充実を図るべきである。

(2) 学習情報提供・学習相談の拠点としての公民館

今日、さまざまな情報伝達手段の発達著しく、その中において人びとは、はん乱する情報の洪水に流され、自我と個性を見失い、価値観の混乱を引き起こしている。

このような情報化社会と呼ばれる状況の中で、人びとの学習意欲を高め、学習が効果的に行われるためには、学習に必要な情報が豊富にしかも適切に提供される必要がある。

そのためには、いつでも、どこでも、誰でも求めに応じて学習情報が入手できる機関が身近かなところに存在する必要がある。このことから、地域における公的教育機関である公民館が、地域住民のための学習情報、学習相談サービスセンターとしての役割・機能を持つことが新たに期待されてきているといえる。

今後、人びとにとって学習情報の取得は現実の学習活動の効果を左右する大きな要因になる可能性が大きく、学習内容、方法等に関する学習相談とともに、学習情報の計画的、継続的な提供は人びとの生涯学習を推進する上で大きな意義を持っているといえる。

いづれにしても、公民館は他の教育機関・施設等と十分に連携をとって、地域の学習情報センターの拠点として位置づく必要がある。

(3) 学習活動を結ぶ拠点としての公民館

地域における公的教育機関である公民館活動の中心が学習活動にあることはいうまでもない。

しかしながら、地域社会の中では、公民館以外の施設・機関等の中で人びとのための各種学習事業が実施されており、多くの人びとがそれらを活用しながら学習活動を展開している。しかし、それらの大部分の学習活動は独立しており必ずしも連携・協力をとっていないのが実態である。生涯教育の視点に立って考えるならば、今後は地域の学習活動が効果的に、しかも地域住民に適切に提供されるような体制を確立する必要があるだろう。

そのために公民館は、それぞれの機関や施設等で実施されている事業や学習活動の情報を収集し、提供することをはじめ、同じような学習グループを紹介したり、相互に情報交換できる場を設定したり、また、事業を実施する担当者を集めての研修の場を設けるなど種々の学習活動を結ぶ、いわゆる連絡調整する機能をもつ総合的な教育機関としての役割をもつ必要がある。

このような意味から、これからの公民館は地域の学習活動推進の総合的連絡調整施設としての機能を持ち、地域のあらゆる学習活動を結ぶ拠点となる必要がある。

(4) コミュニティ活動を推進する拠点としての公民館

今日の急激な社会変化は、人びとの生活に物質的な豊かさをもたらしたものの、反面、人間性の喪失や自己中心的風潮の増加、世代間の断絶等の憂慮すべき「心の貧困化」をひき起こし、地域社会においては、地域連帯意識や地域の教育力の低下をもたらしている。

このような中であって、人びとが豊かで、住みよい地域社会をつくるためには、まづ、人びと自らが自然の豊かさを生活に生かし、人と人の触れ合いを大切に、思いやりに満ちた社会風土を創造することが重要な課題となってきた。

そのために、今後は、地域のすべての人びとが相互に交流を深め、それぞれの立場から積極的に参加していくコミュニティ活動を活発にしていく必要がある。コミュニティ活動への人びとの自発的参加それ自体に教育的価値はあるが、参加を通して個人や地域がかかえる諸問題を整理し、その解決のために人びとが相互に協力し合いながら実践していくことが、活力ある地域社会づくりに通じるものである。

これらの地域コミュニティ活動のためには、公民館は地域における各種活動の指導者の養成、確保に努めるとともに、住民の社会参加活動を積極的に奨励し、各種活動の方向や方法等について指導できる体制や機能を整備しておくことが大切である。

そのような意味から、これからの公民館はコミュニティ活動を推進する拠点になることが求められており、さらにはそれらの活動を通しての新しいコミュニティづくりの拠点になる必要があるといえる。

第Ⅳ章 これからの公民館の具体的課題とその対策

今後、公民館に期待される役割・機能については前章で述べたとおりである。

しかし、福岡県下における公民館の実態は第Ⅱ章で述べたとおり課題や問題点が山積しているといわざるを得ない。しかも、今日の社会の変化に対応する教育のあり方として生涯教育が提唱されており、社会教育の分野でも生涯教育の視点にたった社会教育の推進は重要な課題となってきた。しかし、残念ながら、福岡県における生涯教育の推進は、必ずしも十分ではなく、本年2月に県教育委員会の中に「福岡県生涯教育推進会議」が設置され、福岡県としては生涯教育の推進のための第一歩を踏み出したばかりである。

生涯教育の推進は何とんでも住民自身が行う学習や文化・スポーツ等の諸活動であり、そのための機会や場を提供する公民館は生涯教育推進の中心機関であるといえる。

しかしながら、公民館をとりまく外的条件として、公民館類似施設の増加や、民間教育産業の隆盛等により、従来公民館の主たる事業として行っていた住民のための学習提供事業が他でも営まれるようになっており、また職員体制の不十分さ、財政事情の悪化等による内的条件のきびしさがでてきている現実がある。

そのような中であって、社会教育推進の中心施設である公民館が従来そのままではよくはなく、現実の実態を認識し、見直し、時代に即応した新しい公民館像を構築していく必要性が求められているといえる。

そこで、ここではこれからの公民館のあり方として現実を見つめ、生涯教育推進の拠点となる公民館をイメージしながらその対応策について考えてみたい。

1. 公民館を生涯教育推進の拠点とするために

地域の生涯教育を推進する上で、社会教育に寄せられる期待は非常に大きく、なかでも社会教育推進の中心施設である公民館は、生涯教育推進の拠点となるべき役割・機能が期待されている。

この期待に社会教育、特に公民館が応えるためには地域の中で生涯教育を推進していく体制づくりを考えていく必要がある。

県内では、社会教育の分野から生涯教育推進体制づくりにアプローチしている地域もあるが、まだまだその取り組みは遅れているといえる。市町村においては、社会教育に関する諸計画の立案を行う社会教育委員の会議や、公民館における各種の事業の企画・実施について調査審議する公民館運営審議会等があり、新たに、生涯教育推進のための会議等を発足させることは困難も予想されることから、当面はこれからの会議内容の充実を図りな

から生涯教育推進のための体制づくりに着手すべきである。

(1) 生涯教育を推進する公民館の体制づくり

① 職員体制の確立と専門性の向上を図る

公民館がその機能を十二分に発揮するには職員体制の充実を図ることが最大の課題である。「公民館が生きるか死ぬかは職員による」とよく言われるのも職員の果たす役割が大きいからである。

特に、生涯教育の推進が叫ばれる今日、公民館の職員体制（専任・常勤館長の設置、公民館主事等専門職員の配置等）の確立と職員の専門性（企画力、指導力、専門知識）がますます要求される状況にある。

しかし、県内公民館の職員体制は必ずしも充実しているとは言えない。

館長について、専任、兼任別にみると専任館長が60％、常勤、非常勤別では常勤館長が40％である。特に、館長の非常勤化は高まる傾向にある。公民館の最高責任者である館長は当然常勤でしかも専任が望まれるが実態は低く、このことが改善されない限り、生涯教育推進の拠点となる公民館の管理・運営はもちろんのこと公民館の主体性の確立も望めないといえる。

また、公民館主事の設置についても全公民館の中で24％しか設置されておらず、しかも高い専門性が要求される職務でありながら公民館主事のうち社会教育主事の有資格者は22％にすぎない状況である。

館長と公民館主事の現状についてみたが、他の職員も含めた職員体制の不備は常に指摘されているところである。現状ではその解決は非常に困難が予想されているところであるが生涯教育を推進する拠点としての公民館を考える場合、避けて通れない重要な問題であり、今後とも公民館職員体制の整備に積極的に取り組む必要がある。また、公民館職員体制の整備とあわせて、公民館の活性化の重要な要素は、職員の資質の問題である。

公民館の職員に専門性が要求されることは先に述べたが、住民の学習要求が多様化、高度化してくればくるほど公民館の職員の専門的資質の向上が必要になってくる。職員の資質の向上のためには、職員自身の自己学習はもちろん、研修会等への積極的参加、経験年数等が必要と考えられるが、58年度中の研修会の参加状況をみると、一年間全く研修を受ける機会がなかった館長が28.5％、公民館主事26.5％、2回以下では両者とも50％といった状況である。確かに現実には業務内容の量的・質的变化に伴う多忙さ、また、市町村における人事異動等による経験の浅さ、職員体制の不十分さ等があり、研修会等への参加できにくい条件もあるが、職員の専門性の重要性を考え、再度職員の研修機会の拡充を考えて

みることが肝要である。

② 公民館の施設・設備の拡充を図る

昭和34年12月に文部省から告示された「公民館の設置及び運営に関する基準」は、昭和24年に制定された「社会教育法」が昭和34年4月に大幅に改正され、23条の2として「公民館の基準」として追加されたものである。

このことは、公民館関係者の永年の懸案であった公民館の設置基準が法的に位置づけられたものであり、このことによって、全国のみならず県内の公民館の施設整備に大きな影響を与えたことは周知のとおりである。

ところで本県の公民館の設置状況及び施設の整備状況を見ると、館としての公民館を持たない市町村もあり、また、公民館はあっても事務室だけしかないという公民館もある状態である。公民館はなくても公民館類似施設等を公民館と同じ機能を持たせ、住民の利用に供するという努力も見られるが、公民館が真に住民のための学習施設として位置づくためにも、早急な公民館の設置が望まれるところである。

とはいえ、公民館は単に館があればよいというのではなく、その中に館長をはじめとする職員体制の整備が行われ、さらには、館を中心として住民のための各種事業が行われることによって、はじめて公民館といえるのであり、館の設置とともに職員体制、事業の実施等が併せて整備される必要がある。

公民館の所有室の状況についても第Ⅱ章で述べているが、従来、公民館が各種団体、グループ・サークル的な利用を促進してきた経緯があることから、会議室、講義室、実験・実習室的な集団で活用できる部屋の確保が強調され、整備されてきたが、市町村における生涯教育推進の拠点としての機能を備えた公民館になるためには、単に集団で活用できる部屋の整備だけでなく、個人学習のための施設や住民相互が自由に交流できる部屋（空間）の整備も併せて検討される必要があるといえる。

特に、独立した図書館が少ない本県の場合は、公民館図書室は住民の多様化、高度化した学習要求へ対応できる学習情報資料室としての機能を備えることが望まれるところである。また、談話室、展示室、体育・レクリエーション室等も個人としても気軽に利用でき、住民相互が触れ合い、交流を深める場として重要な役割を持つ施設の一部であり、これら公民館の中で特に利用上の規制のないニュートラルコーナーともいべき部屋（空間）の整備を図っていく必要がある。すでに一部の公民館では、利用者が自由に使える喫茶コーナー等を設け住民の交流の場として効果をあげているところもあり、既存の施設でも工夫すればこれらの設備が可能と考えられるところから一考を期待したいところである。

さらには、近年の科学技術の進展に伴い、新聞、テレビをはじめニューメディアと呼ば

れる情報通信媒体の発達著しく、人びとの生活を大きく変えようとしている。公民館が保有する視聴覚室等は、単に映画を写す場としてだけでなく、コンピューター等も導入した学習情報室、学習情報処理（収集、分析、提供）室としても機能するよう整備されるべきである。

しかしながら現実には、公民館の実態調査の中で公民館職員は「施設・設備の不備」を33.7%が公民館がかかえる課題や問題点として指摘しており、このことは公民館施設が住民の学習要求に必ずしも合致しなかったり、最近の公民館利用者の増加に対し、施設の狭あいさや、それからくる新しい事業実施上の困難性等を公民館職員自身が痛切に感じていることを意味していると考えられる。

そのような中であって、最近では大型化、デラックス化した公民館も増加傾向にあり、市町村における住民の学習の拠点施設として位置づけられてきた点では高く評価できるが、大型化、デラックス化したゆえに、管理強化が厳しく、かえって住民が利用しにくい状況もでてきており、本来的に公民館がもつ役割、機能等を見直し、住民が日常生活において必要に応じて、いつでも、だれでも自由に活用できる公民館づくりを行うことが大切である。

③ 生涯教育を推進する公民館事業の整備を図る

社会教育における事業は、社会教育法の中でも明らかなように、主として社会教育の中心施設である公民館で実施することになっており、それが効果的に推進されるためには、当然公民館施設や人的体制が整備されていることが前提である。その上、社会教育の事業活動を行うための経費が十分に確保されていることが必要である。

しかしながら、社会教育行政の予算、とりわけ社会教育の事業費は、法や条例等の中で支出を義務づけられた経費が少なく、また、今日の行政における財政事情の悪化と相まって、年々厳しい状況下に追い込まれてきているといえる。

そのような中であって、今日の社会の変化に対応する教育のあり方として、新たに生涯教育の必要性が強く叫ばれてきており、その推進の中心として社会教育へ寄せられる期待はますます高まってきている。

それだけに、社会教育行政における予算の確保は、これからの社会教育の振興のみならず生涯教育推進にとって、極めて重要な意味をもつものであり、そのために社会教育行政担当者は、予算確保のために最大の努力をする必要がある。

特に、社会教育事業を実施する公民館関係職員は、単に従来までの事業を踏襲して実施するだけでなく、事業全体を見直し、長期的展望にたった体系化された公民館事業の総合的計画の策定を行い、それを基本とした個々の事業の教育効果、予算の効果等を明確にし

ていく必要がある。

さらには、社会教育の本来の姿は、住民自らの自発的な学習や文化・スポーツ活動に基盤を置くものであるという基本的立場にたつて、公民館で実施する事業の中で、民間団体やグループ・サークルにまかせられるものは思い切ってまかせたり、また、個人にのみ還元する内容の事業については、受益者負担の原則を導入するなどして、住民の自発性を高める方策を検討していくことも必要である。

また、一方では、公民館が地域住民のための学習拠点と位置づけるためにも、公民館が他の行政機関や教育機関、団体等との連携・協力を推進する拠点として機能し、事業の展開を図っていく施策等も併せて考えていくことが大切である。

(2) 他の教育機関・施設相互の連携・協力を推進する核として

① 自治（町内）公民館の活性化と連携・協力を推進する

住民が日常的に学習を行うためには、何よりも身近かに学習する機会や場が存在することが必要である。その意味から町内会単位等で設置されている自治（町内）公民館の存在をみのがすわけにはいかないだろう。

県内の公立公民館の8割がその対象区域に自治（町内）公民館を持っており、しかも相互に何らかの関係を持っているという調査結果である。また、市町村によっては、これらを分館的存在として位置づけその関係を強化しているところもある。

また、これら自治（町内）公民館には運営委員会等が設置され、自主的に種々の事業が展開されており、一部の地区によっては公立公民館に匹敵するような事業を展開している自治（町内）公民館もあるが、大部分の自治（町内）公民館は運営のあり方や望ましい事業計画について模策の状態にあるといえる。

このことは、自治（町内）公民館が地域住民の自主性に基づき建設され、運営されているものであり、公立公民館に比べ、人的、物的、財政的にも厳しい状況にあるだけに仕方のない面もあるが、生涯教育推進が叫ばれている今日、地域住民にとって身近な学習施設としてとらえるならば、今後公立公民館は自治（町内）公民館との連携を深め、協力、援助する方向で自治（町内）公民館活性化の方向を真剣に考えていくべきである。

しかし、あくまでも自治（町内）公民館は町内住民の共同の施設であり、住民の参加と協力により自主的に運営される。いわば住民自治の場である。ここでは住民の自主的発想によって身近な日常生活上の学習や地域課題解決のための活動が展開されるべきものであり、これらの活動は尊重されなければならない。そのためには、公立公民館は自治（町内）公民館を一方的な下請け機関とするのではなく、あくまでも地域における生涯教育推

進の場として位置づけをする必要がある。

さらに、今後は自治（町内）公民館活動の活性化を図るために、公立公民館との連携を密にし、財政的援助だけでなく、求めに応じて積極的に住民のための学習機会の提供や学習情報・資料等の提供等の援助をすべきである。また、公立公民館が中心になって市町村内の自治（町内）公民館の連絡会を組織し、自治（町内）公民館相互の情報交換や連携を図ったり、研修の機会を設けることも併せて考えていくことが大切である。

② 他の教育機関・施設相互の連携・協力を推進する

公民館が今後地域の生涯教育推進の中心施設として、他の教育機関・施設相互の教育事業と連携・協力を図る機能を持つ必要があることは、すでに前章で述べたとおりである。

最近では、公民館や社会教育関係機関だけでなく、他の行政部局やそこで設置された機関や施設などでも、住民を対象とする学習機会の提供が広く行われるようになってきており、地域によってはむしろこれらの機関・施設が行う学習機会提供事業の方が多いたるところさえでてきている。

住民の立場から考えると、これらの学習機会提供事業の実施主体がどこであろうと、それは一向にかまわないわけであって、むしろその機会・学習プログラム、運営が学習者にとって適切であればよいのである。

しかしながら、現実には、一住民が学習要求を持って、いつ、どこで、どのような学習提供事業が行われ、どのような手続きが必要かなどの学習情報は必ずしも住民に周知されていないのである。

そのためにも、公民館が中心になって学習提供事業を行っている機関、施設、民間団体等と連絡を密にし、それらが行う学習提供事業について日常的に学習情報として提供できるシステムを確立しておくことが大切である。生涯教育を推進していくための拠点としての公民館の機能として、これらの学習機会提供事業の連絡調整や学習相談に応じられることはこれからの公民館の新たな機能として不可欠といえる分野である。

本県では、現在のところ公民館はその機能を十分に整えていないし、さらに公民館と他の機関・施設との連携も必ずしも十分とはいえない状況にあるといえる。

当面は、公民館が主体となって管内の他の教育機関・施設等の定例的な連絡会を発足させるなどして、相互の連携・協力体制づくりに着手することが必要だろう。そのことが他との事業提携、情報提供、人材交流、学習教材・教具の貸借、施設の貸借等の相互協力の足がかりとなるものであり、地域における教育機関としての公民館の位置づけが確立されてくるのである。

また、その連携・協力の範囲は単独の市町村のみならず他の自治体、さらに県の機関・

施設へと拡げていくことが大切である。

2. 生涯教育を推進する公民館の管理・運営方針の確立のために

(1) 公民館の主体性を確立する

第Ⅱ章で述べたとおり、調査結果によれば、教育委員会と公民館の間に予算・職員・事業の面での区別が明確になっていない市町村が多く、その関係は「混然一体となって判然としない」と答えた公民館が70%あることが明らかになった。もちろん、この数値は、市町村の予算規模や職員体制等の条件が深くかかわっていることが考えられるだけに、一概にこのことだけで市町村の社会教育行政や公民館活動の評価を行うことは早計であろうし、また、このことは、社会教育法第5条（市町村教育委員会の事務）と第22条（公民館の事業）の関係として、過去において種々討議されてきた分野でもあり、結論が出にくい面もある。

しかし、基本的には、住民を直接対象とする事業は教育機関である公民館が担当し、そのための条件整備は教育委員会が行うといった役割分担を明確にすることが望ましい姿だと考える。そうすることにより、地域における住民の学習機関としての公民館の主体性が確立されることになり、これからの生涯教育を推進していく拠点としての役割が発揮される。しかしながら、さらに調査結果を見ると、公民館が行った事業に対し、館長に決裁権及び予算執行の権限が与えられているのは30%しかなく、このことも公民館の主体性を考えた場合、現実には、大きな課題にあるといわざるを得ない。

また、職員にしても、社会教育行政と公民館職員を兼務している場合が多いことも、公民館の主体性を阻害する原因となっているともいえる。これらの課題を早急に解決することは困難が予想されるが、公民館に主体性を持たせ、その活動の振興を図るためには、何よりも生涯教育時代における公民館の役割について、公民館職員自身が十分認識することが肝要であり、また、行政部局や地域住民への周知徹底を図ることも生涯教育推進の拠点となる公民館の確立に極めて重要な要素となるものである。

(2) 地域住民の公民館利用を促進する

公民館がいくら学習機会を提供、援助しようとしても、住民の参加及び利用がなければその存在意義はないに等しい。地域住民の学習参加及び利用の促進を図るため、地域の実態に即して、公民館の管理・運営方針を確立する必要がある。

このことについて、「生涯教育時代に即応した公民館のあり方」（昭和59・3全国公民館連合会第5次専門委員会答申）は「類似施設や法人立の公民館といわれるものを除き、

既存の公民館のうち圧倒的多数を占める公立の公民館は、21世紀を旨とする生涯教育の重要な機関として、それにふさわしい管理・運営をしなければならない。公立公民館は、特に関係法令や条例・規則によって制約を受けるが、そのもとにおいても日常の運営に工夫をこらし、住民に活用されるものにならなければならない」と述べている。

ここでも強調されているように、これからの公民館は、生涯教育を推進する視点から住民本位にその管理・運営を見直したり、工夫をするよう求められているのである。

しかし、県内の実態をみると、例えば日曜日を休館日としている公民館が $\frac{1}{3}$ もあり、利用者にとって非常に不便な状況にある。このことは第Ⅱ章で問題点として指摘しているとおりである。その背景には職員の勤務条件や財政上の問題等が考えられるが、公民館の管理・運営は住民の利用に供されるべきものであるという設置目的からすると、考慮される重要な課題といえる。

また、最近県内でも財政事情等の理由により、職員を減員したり、公民館の管理、運営をすべて第3セクター等に委託する動きもある。このことは、地域住民の学習活動を啓発し、援助するという公的教育機関としての公民館の機能の低下をきたすことになるといえる。

その他にも、公民館の管理、運営上の問題は数多くあるが、いずれにしても市町村の社会教育行政施策に照らし検討が望まれるところである。その際、公民館は地域における生涯教育推進の中心となるべき機関であり、さらに新しい地域社会の形成を図る拠点、即ちコミュニティづくりの実践拠点を目指していることを忘れてはならない。

(3) 個人学習に対応できる公民館の管理・運営方法を考える

公民館が多くの住民に積極的に活用され、しかも効果的に活用されるためには単に大型化・デラックス化した公民館を建設すればよいというのではなく、公民館の施設・設備の内容の充実とその機能を高めることが必要である。社会教育法にみられる社会教育の定義では、「……………主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動という」とあり、従来は団体・グループ・サークルの利用を想定した公民館づくりであったが、社会の変化とともに住民の個人個人の学習要求は高度化、多様化してきており、そのためには個人学習にも対応できる公民館の管理・運営が求められているのである。その第1は、何といても個人の学習要求に応えられる学習機会や学習内容が用意されておくことであり、第2は、個人が必要とする学習情報が適切に提供できるよう整備され、提供されることである。第3は、個人の学習相談に応じられる職員が配置されていることであろう。さらに欲を言うならば、第4に、第1から第3のことを実現するに必要な施設・設備が整えられ

ていることである。もちろん、このことは集団学習への対応も可能であることを意味していることは言うまでもない。しかし、財政事情の悪化や職員体制の不備の中で、これら全てを要求することは困難も予想されるが、可能なところから手がけ、望ましい方向へ転換していくことが必要である。例えば、公民館図書室には単に閲覧サービスだけでなく、学習情報センターとして、また学習相談センターとしての機能をもたせ、図書司書や図書担当者に学習相談員としての専門性を持たせたり、展示室に学習相談コーナーを設けたり、また視聴覚室を利用して、身近で行われている学習活動の紹介を視覚に訴えるなど、既存のものでも工夫すれば改善していくことが可能だと考える。そのための前提条件として、日頃から、①人びとが気軽に立ち寄れる雰囲気をつくるため、人びとが自由に歓談したり、お茶が飲めたり、新聞・雑誌が読めたりする場を整備しておくこと。②施設・設備の個人利用を認めること。③人びとの期待する学習情報が整備され、自由に手に入れられること。④展示室・ロビー等が人びとに開放され、人びとの創作発表等に供されることなどを考えておくことが大切である。

(4) 公民館運営審議会の活性化を図る

公民館運営審議会設置の主旨は広く地域住民の意見を聞き、公民館の管理・運営に反映させることにある。言い換えれば公民館が地域住民に開かれた施設になるかどうかは、公民館運営審議会の働きにかかっているといても過言ではない。

しかし、本県の実態は公民館運営審議会そのものを設置していない公民館が18%もあり、また、設置している公民館でも、会議の開催をみると年間2回以下が55%という現状である。このことからすると、本県の公民館運営審議会の機能が生かされているとは言い難く、その形骸化が指摘される場所である。

公民館運営審議会の活性化のためには、基本的には本当に民意が反映される組織になっているかどうかにある。特に公民館が住民に開かれたものになるためには、1号委員（学校の長）、3号委員（学識経験者）はともかく、2号委員（団体機関の代表）の選出に十分に配慮し、その比率が高まる方策を検討すべきである。また、会議の回数や内容についても、地域の実態や、住民の学習ニーズ等を考慮し、あくまでも民意反映という視点に立って決定していくべきである。

特に今後は生涯教育を推進する拠点であるという視点から、生涯教育という新しい概念について理解してもらうとともに、主体者となれる公民館の管理・運営のあり方について委員の意見を聞くことが大切である。

そのためには、委員相互の研修はもちろん他の研修会等への委員の参加及び公民館利用

者との交流会の実施等が必要である。

3. 生涯教育を推進する事業を展開するために

(1) 学級・講座のあり方を見直す

学級及び講座の開設は公民館が行う事業の大きな柱の一つであることは言うまでもない。特に、管内に他の教育機関、施設の少ない農村部においては、住民の学習の場や機会としての学級・講座は不可欠である。

しかしながら、県内の実態をみるとその開設数や学習内容は必ずしも十分とは言えず参加者も固定化傾向がみられ問題点として指摘されているところである。

また、学習内容は総じて、趣味やレクリエーション的なものが多くを占めており、個人の欲求の充足だけにとどまっていることも問題である。

最近では、民間のカルチャーセンターや企業、団体、さらには他の公的機関・施設が開設する各種の教育・文化・スポーツに関する教室や生活技術講座等が増える傾向にある。特に現段階でこの傾向は都市部において顕著であるが、都市化現象とともに次第に農村部へ浸透してきており、今後一層その広がりが増してくると考えられる。

従来の公民館が行う学級・講座のあり方が問われ出したのもそのためである。もちろん公民館における学級・講座は、公民館がもつ大きな機能であり、その充実を図ることは言うまでもないが、問題はその方法、内容である。

外部講師を招へいして講義を聞くだけの学級・講座では、多様化、高度化した人びとの学習要求を充足させることは困難であろうし、また学習内容にしても画一化されたものだけでは不十分である。さらに、身近かな民間企業や団体で行われている学習内容と同じ場合は、公民館としてあえて競合してまで実施する必要もなく、地域の実態を十分考慮しながら学級・講座の内容を決定すべきである。

このような意味から、これからの公民館は、公的教育機関として実施しなければならない学級・講座が何かを十分考え、その内容・方法を検討していく必要がある。そしてその成果が、個人の欲求の充足とともに地域に還元されるような工夫がぜひ必要である。

今後は特に、地域の人びとの生活課題や地域課題に結びついた学習内容を吟味し、所期の目的にあったプログラム化が必要であろう。そのためには、地域の特性をつかみ、何が課題なのかを把握し、その解決にむかって公民館は何をしなければならないのか、さらに何ができるかを検討し、それを具体的に学級・講座の学習内容として取り入れていくべきである。

(2) 個人学習の機会・場を拡充する

59年3月の福岡県社会教育委員の会議の建議は「学習の機会と場の拡充」の中で、「社会教育における学習の形態には、人びとが図書、放送などの学習媒体や図書館、博物館などの資料を活用して進める個人学習と、学級・講座や講習会などのように複数の人びとが集まって学習する集合学習とがある。これまで、ややもすると社会教育の学習の機会と場は、公民館が行う学級・講座や社会教育関係団体が行う活動に比重をおいてきたきらいがある。今後は、それらの拡充を図るとともに、人びとの多様な生活実態と学習要求の多様化、高度化に対応した学習の機会と場の拡充が図られなければならない」としている。

このことは、従来公民館は集団学習形態を中心にとりくんできたが、今日のように、人びとの学習要求が多様化、高度化してくると、これらの要求の一つひとつに応えることは不可能であり、さらに、集合学習とともに個人学習の必要性も高まってきており、改めて公民館における学習形態を見直すことを求めたものといえる。

本県では、個人学習者に対する公民館の対応はまだ十分とはいえない。それは、公民館の個人利用者の調査結果をみても明らかで、年間を通して1,000人未満の利用者しかない公民館が32%、まったく個人利用者がいない公民館が31%といった状況にある。

しかしながら、今後は個人の学習要求の高まりが予想されるだけに、組織化された団体やサークル等だけを公民館利用者の対象とするのではなく、個人の学習要求に応えられる公民館の体制の整備が必要である。

とはいっても、公民館が個人のすべての学習要求に直接応えることは、現段階での人的、物的体制の中ではとても期待できない状況である。そこで、個人の学習要求に公民館が直接応えられない分野については、公民館が他の機関・施設及び団体等が行う学習事業やその他催し物等について十分な情報を集収し、その情報を提供する総合案内窓口としての機能を備えておくことが必要である。

(3) 学習情報提供・学習相談事業を拡充する

公民館が地域の身近な学習情報センターとして地域住民の学習要求に応えるためには、日頃から住民の必要に応じて適切に提供できる学習情報を整備し、いつでも、誰でも活用できる体制が確立され、しかもそれが地域住民に周知されておく必要がある。

このことは、今後の公民館にとって非常に重要な課題である。

そこで、公民館はいかなる学習資料や情報を収集し、整理し、提供できるようになればよいのだろうか。

公民館で収集・提供する資料として、社会教育概論（湯上二郎編著・日常出版）の中で

は、

- ① 人びとの文化活動圏内の公的な社会教育事業
- ② 図書館・博物館・青少年教育施設・婦人教育施設・視聴覚センター・文化施設・体育施設・福祉施設等の所在、特色、事業
- ③ 大学・専修（各種）学校・高等学校等の公開事業
- ④ 社会教育関係団体、文化・体育・福祉団体等の所在や活動・事業状況
- ⑤ 放送局・新聞社・デパートその他民間団体・機関の社会教育・文化事業
- ⑥ 学習課題別の講師・指導者・ボランティア等の人材
- ⑦ 印刷資料・音声資料・映像資料等の学習資料（印刷資料では行政機関や教育機関が発行した社会教育関係の事業報告書、統計書、調査研究報告書、答申、建議、家庭教育、青少年教育等のための刊行物、学習や研修のために作成した教材・テキスト類、学習記録・文集など）

と述べており、さらに、このほかに地域の実態に即して収集することが望まれる資料があるとしている。

また、「公民館における新しい事業の開発」(文部時報第1264号57・9、福岡教育大学三浦清一郎)の中では、「公民を育成する見地から、地域社会に関する、(1)経済情報、(2)政治・行政情報、(3)集団活動を促進・助長させ、市民に参加交流を呼びかける社会情報、(4)教育や文化等学習や鑑賞や創作についての情報、(5)余暇情報などの草の根情報が提供される必要がある。」と述べている。

このことからわかるように、今、公民館として収集、整理し、提供しなければならない学習情報は多岐にわたっており、その量も膨大である。これらの情報を可能なかぎり収集に努めることが大切なことは言うまでもないが、当面は自分の公民館にとって、現在どの学習資料・情報が必要かを選択するとともに、収集できないものについては、どこに聞けばその情報があるのかという情報源情報の収集に努めることが大切である。

というものの、一公民館が多くの上にも広域的な学習資料・情報を収集することは非常に困難を伴うものであり、その効率からも得策ではないといえる。学習資料や情報の内容によっては県段階で行うとか、共同収集し一定の場に保管して置くなどして、必要に応じて市町村に提供するというネットワークを確立することも併せて考えていく必要がある。

その意味からも、本県で昨年4月オープンした県立の公民館ともいべき社会教育総合センターの機能の1つにあげられている情報提供、学習相談事業の充実は、今後市町村に対する情報提供活動の中核になるものとして期待がもてるものである。

もちろん、地域の身近な情報を収集・提供するために、公民館が地域内の関係機関・施

設及び団体相互の情報収集・提供システムを確立し、その中心機関とならなければならないことは言うまでもないことである。

また、いくら学習資料や情報を収集してもそれが整理され、効果的に活用されなければ何もならないことであり、収集された学習資料や情報を地域住民に適宜知らせるとともに、公民館に行けばあらゆる学習資料や情報が入手でき、また入手できなくてもその所在がわかるといった公民館の機能の充実が大切である。

公民館が行う情報提供の効果的な媒体として「公民館報」等が考えられるが、その内容、発行回数、配布対象等を再度見直すとともに、公民館利用者等を通して常に公民館がもつ学習資料や情報についてPRしていくことが大切である。

さらに、具体的な学習内容、方法の相談に応じるため、学習相談員の設置や電話相談体制の確立も今後の大きな課題である。

(4) コミュニティづくりのための事業を推進する

このことについて、県社会教育委員の会議は今後の課題として、「地域づくりのための社会教育活動は、これまで公民館の活動や団体、グループなどの活動を中心として進められてきたが、今後は、地域のすべての人々が相互に交流を深めそれぞれの立場から積極的に参加し、自らの地域は自ら守り育てるものとして展開されなければならない。」と述べ、さらに「このような地域活動を促進するために社会教育行政においては、ふるさとを将来を考える住民シンポジウムの開催、郷土に伝わる生活文化の学習会、あるいは地域ぐるみで行う奉仕活動や生産活動などを通して、人びとの自治意識を高め、地域連帯意識の啓培を図り、新しい地域社会の創造に資するための事業を積極的に実施する必要がある。」と指摘している。このことからしても、事業実施主体である公民館にコミュニティづくりのための施策の展開が期待されているのである。

特に、今後公民館はコミュニティ活動を推進する上で、次のことに取り組みたいものである。

① 地域の学習グループ、団体を育成、援助するとともに連携を図ること

地域では、数多くの自主グループ・サークル及び各種団体が教育・文化・スポーツ活動等を展開しており、今後ともこれらは一層増加することが予想されている。これらの活動は人びとの自治意識の高揚や連帯意識の啓培、地域の民主性や連帯性を図る上で重要な役割を果たしているものであり、大いに奨励されるべきである。公民館はこれらの活動を援助するため、リーダーの養成や情報、資料の提供、学習相談などに積極的に応ずるとともに日頃からグループ・サークル・団体等の名称や連絡先及び活動内容等を把握して、いつ

でも連絡がとれるパイプを通しておくべきである。

本県の調査では、公民館と社会教育関係団体との関係は非常に密であることが明らかになったが、これに反して、自主グループ・サークルの実態については意外に把握されていない状況である。これからの公民館としては、これら自主グループ等の実態についても情報を入手し、その活動内容や加入方法等について住民に知らせるとともに、その代表者の連絡会等の場を設置するなどして学習活動を結ぶ機会を与えるなどの手だてを考えていくことが大切である。

② コミュニティ指導者の発掘と活用

地域にはすぐれた経験や能力を持つ人、さらに地域のために何か役に立ちたいという人が多くいると考えられる。公民館がこれらの人びとを掘り起こし、コミュニティ活動の指導者として活用していくことはコミュニティづくりを推進していく公民館の機能として見直さなければならない分野である。県内でも宗像市の「市民学習ネットワーク事業」に代表されるように、人材活用と学習活動を結ぶといった事業がいくつかの市町村で試みられている。これらの試みは、単に現在社会教育行政体制の貧弱さをボランティアで補うといった発想ではなく、社会教育の本来の姿である人びとの相互学習や地域活性化のために必要な事業であると受けとめ、これからの社会教育推進の中で大いに奨励されるべきである。

人びとのこうした自主的な社会参加活動こそコミュニティづくりにとって重要なのであり、公民館として積極的に取り組む必要がある。

③ コミュニティ活動推進のためのプログラムを創造し、実践すること

今後、活力に満ちたコミュニティづくりを推進していくためには、何といたっても人びとが相互に交流を深め、1人ひとりが個人として、また、団体やグループ活動を通して地域課題解決のための学習や活動に積極的に参加していくことが大切であり、しかもその成果が地域社会の発展のために生かされる必要がある。

このことについて、「公民館における新しい事業の開発」（文部時報第1264号57・9福岡教育大学三浦清一郎）の中では『公民を育成する』という視点から「公民館は意図的・計画的に地域の問題を掘りおこし、それを地域の人々の手をかりながら教育的・社会的に解決していこうとするコミュニティープログラムの創造を必要としている。」と述べ、さらに「公民館のコミュニティープログラムは大人が地域のために貢献するプログラムである。」と強調している。

現在、公民館は地域住民の交流と連帯を図るため数多くの事業を実施しているが、その内容をみると、体育事業（体育祭・ソフトボール・バレーボール大会等）や文化事業（文

化祭・文化講演会等)が主流になっている。もちろん、事業それ自体には大きな意味があり、今後も奨励される必要があるが、要はその事業を実施するまでの過程をもっと重視すべきであろう。即ち、企画段階から住民の参加を積極的にすすめたり、当日の運営を行政や公民館職員が行うのではなく住民の手で行うなどの方法を考え、その中で、意図的、計画的に地域課題の掘り起こしや解決の糸口を見い出す手だてを考えるべきである。この実践はすでに試みられている市町村もあるが今後一層強調される必要がある。

このことから、地域の問題に大人をどうかかわらせ、参加させていくか、また、そのための場・機会をどう創りあげるかについて検討していく必要がある。そのために公民館は地域住民の意識や生活上の課題を的確につかみそれを学習課題として掘り起こし、さらにその解決のための実践活動へと展開する方向で新しいコミュニティづくりのためのプログラムを創造するべきである。

福岡県公民館の歩み

（この資料については、過去の事蹟・文献等から調査し、集録したものです。）
記載もれ、誤記等があれば、県公連事務局までお知らせください。

福岡県公民館大会年表

大会	日時	開催地	大会主題	全体討議テーマ
第1回	昭和28年1月	県社会教育会館		
第2回	昭和29年4月	八幡市		
第3回	昭和29年11月19日～20日	筑紫郡二日市町中央公民館	社教法5周年、青振法1周年を記念し公民館・青年学級の重要な諸問題を研究討議し、具体策を探り、既に展開している生活自立運動の促進を期す。	公民館の振興はいかにあるべきかー社会教育の反省と将来ー
第4回	昭和30年11月21日～22日	大牟田市中央公民館	戦後10年間の公民館活動を反省し、困難な諸問題について徹底的な研究協議を行い、具体的振興策を樹立すると共に生活自立運動の推進を期す。	赤字財政下の公民館をいかに振興するか
第5回	昭和31年10月25日	飯塚市中央公民館	公民館を社会教育機関として整備強化し、勤労青少年教育の振興事業の効率化・総合化・大衆化をはかり、新生活運動の促進を期す。	公民館の現状はこのままでよいか
第6回	昭和32年10月19日	豊前市八屋中学校	地方財政の窮迫や町村合併のなかで、公民館の組織運営を強化し、特に分館施設の整備と活動の活発化をはかる。	新生活運動の反省と今後の推進方策について
第7回	昭和34年11月21日～22日	福岡市中央公民館	社教法施行10周年を記念し、公民館10年の歩みを顧み新しい時代に即応する公民館のあり方と振興方策の研究	公民館10年の歩みとこれからの公民館
第8回	昭和35年10月3日～4日	大川市市民会館	公民館運営の科学化・技術化を促進し、地域の社会教育センターにふさわしいものとするために設備基準に即して、当面する問題の研究	地域の社会教育センターとして公民館の整備を計画的に推進するためにはどうしたらよいか
第9回	昭和36年6月3日～4日	直方市公会堂	地域社会の文化センターとして住民の実生活に即する社会教育の総合的推進に寄与する公民館活動と経営の新しい在り方の研究	地域の社会教育を総合的に推進するにはどうしたらよいか
第10回	昭和37年5月13日～14日	行橋市行橋小学校	楽しく学び、豊かな暮しと文化をつくるために公民館はどうしたらよいか	青少年が楽しく学び健やかに成長するために公民館はどうしたらよいか
第11回	昭和38年5月25日～26日	北九州市戸畑区文化ホール	住みよい地域社会に豊かな生活文化をつくろう	新しい地域社会の建設と生活文化の向上発展に資するためには公民館はいかにあるべきか
第12回	昭和39年5月31日～6月1日	福岡市市民会館	ひとりひとりの生活をよくし、豊かな市民性を育てるために公民館はどうしたらよいか	公民館への期待ーとくに市民性の向上を中心としてー
第13回	昭和40年5月23日～24日	筑後市市民会館	変貌する社会における住民の社会教育活動を振興するための公民館の役割	地域住民の生活文化を高めるために果たすべき公民館の役割は何か
第14回	昭和41年5月24日～25日	田川市体育館	住民の創造的・生活の確立をめざす自主的な学習活動を育てよう	住民の創造的・生活の確立のために(分科会テーマ)
第15回	昭和42年5月14日～15日	豊前市市民会館	今日の生活をみつめ、明日の生活を築くための公民館の役割とそのための施設設備の充実と配置のあり方	地方自治と住民の学習(記念講演)
第16回	昭和43年5月28日～29日	北九州市八幡市市民会館	公民館の近代化と新しい活動の課題を求めて	社会生活の都市化と公民館の課題(記念講演)
第17回	昭和44年5月31日～6月1日	太宰府町九州学園福岡女子短大	急激な社会構造の変化に対処し得る人間づくりと新しい地域形成のための住民の教育機関としての公民館の新しいあり方と役割	これからの新しい公民館のあり方と役割(記念講演)
第18回	昭和45年5月26日～27日	久留米市市民会館	未来をひらくための学習と公民館のあり方を考えよう	公民館の理想と現実
第19回	昭和46年5月25日～26日	飯塚市文化センター	住民の学習にこたえられるための公民館の施設設備を充実し、職員体制を整備し、市民社会を育てるための教育をすすめよう	岐路にたつ70年代の選択(記念講演)
第20回	昭和47年7月6日～7日	行橋市市民会館	住民の日常的学習要求に応じる公民館体制の確立と今日的役割を考え、また新しい地域社会(コミュニティ)形成のための公民館活動のあり方を考える	明日を創る公民館の新路線(記念講演)
第21回	昭和48年5月30日	福岡市立少年文化会館ホール	生活に根ざす公民館活動の創造と前進	生活に根ざす住民の教育要求にこたえるための公民館の役割(シンポジウム)

大会	日 時	開 催 地	大 会 主 題	構 成	全 体 討 議 テ ー マ
第22回	昭和49年6月6日	(八女市) 市町村会館	魅力ある公民館の創造と前進	実践発表 対面討議 全体討議	住民にとって公民館とは何か
第23回	昭和50年6月1日	直方市民会館	豊かな地域づくりをめざす公民館の役割	シンポジウム 講 演	コミュニティの形成と公民館 これからの公民館経営
第24回	昭和51年6月3日	豊前市民会館	住民の生活を高めるための公民館事業のあり方を考えよう	パネル討議 講 演	住民の求めに応ずる公民館事業のあり方 住民の生活を高めるための公民館事業
第25回	昭和52年9月22日	北九州市 小倉南市民センター	住民の学習要求に応えるための公民館のあり方を考える	分科会(9) 講 演	これからの社会教育
第26回	昭和53年7月5日	太宰府勤労者 体育センター	地域住民の学習要求に応えるための具体的な公民館のあり方を考える	分科会(8) 講 演	地域と社会教育
第27回	昭和54年7月3日	大川市文化センター	多様化する地域住民の学習要求に応えるための公民館のあり方を考える	分科会(8) 講 演	地域が育てる児童文化
第28回	昭和55年6月12日	中間体育文化センター	地域住民の実際生活に即した公民館の在り方について	パネル討議 講 演	地域住民の実際生活に即した公民館の在り方について
第29回	昭和56年6月30日	行橋市民会館	公民館が果たすべき今日的意義と役割を考える	シンポジウム(3) 講 演	青少年をとりまく諸問題に対処する社会教育
第30回	昭和57年6月9日	北九州市 小倉市民会館	住民が主体となる公民館の在り方を考える	分科会(8) 講 演	住民が主体となる公民館の在り方を考える
第31回	昭和58年8月9日	福岡県立福岡勤労青少年文化センター	「住民の実際生活に即した公民館の役割と機能を考える」 —今、公民館は地域住民とともに何をしなければならないか—	分科会(9) 講 演	「現代の青少年問題を考える」 —思いやりのある社会づくりのために—
第32回	昭和59年6月22日	甘木文化会館	生涯教育の視点に立った公民館経営の在り方を考える	パネル討議(3) 分科会(2) 講 演	ニューメディア時代を考える
第33回	昭和60年6月13日	飯塚文化センター	生涯教育推進の拠点になる公民館のあり方を考える	分科会(8) 講 演	生涯教育の推進と公民館の役割
第34回	昭和61年5月30日	豊前市体育館	生涯学習を推進する公民館の役割・機能を考える	分科会(7) 講 演	生涯学習と放送

地区別公民館職員研修会

年度	地区数	地区名・開催地（期日）	年度	地区数	地区名・開催地（期日）
44		(44年度より実施) 地区別公民館研修（11月）	54		筑豊地区 中間市（2/26） 京築地区 豊前市（11/27）
45	4	福岡地区 前原町（2/24） 筑後地区 久留米市（1/21） 筑豊地区 直方市（2/10） 京築地区 行橋市（12/3）	55	6	福岡市 日田市（2/19～2/20） 北九州市 小倉北区（1/29） 福岡地区 大野城市（1/23） 筑後地区 大和町（3/3） 筑豊地区 田川市（2/24） 京築地区 苅田町（2/13）
46	3	福岡地区 玄海町（2/29） 筑豊地区 芦屋町（3/6） 京築地区 豊前市（11/17）	56	6	福岡市 武雄市（2/16～2/17） 北九州市 戸畑区（1/28） 福岡地区 志免町（2/24） 筑後地区 大牟田市（3/2） 筑豊地区 飯塚市（2/24） 京築地区 椎田町（2/24）
47	5	福岡地区 筑紫野市（2/20） 北九州地区 北九州市（2/16） 筑後地区 久留米市（2/20） 筑豊地区 田川市（3/6） 京築地区 豊津町（11/30）	57	6	福岡市 下関市（2/7～2/8） 北九州市 戸畑区（3/10） 福岡地区 二丈町（2/17） 筑後地区 浮羽町（2/23） 筑豊地区 鞍手町（2/24） 京築地区 行橋市（1/25）
48	6	福岡市 （3/12） 福岡地区 （3/24） 北九州市 （2/27） 筑豊地区 （2/6） 筑後地区 （3/20） 京築地区 （11/30）	58	7	福岡市 志賀島（2/8～2/9） 北九州市 北九州ハイツ （3/1～3/2・3/8～3・9） 福岡地区 福岡町（2/9） 筑豊地区 田川市（2/21） 北筑後地区 } 筑後市（2/15） 南筑後地区 } 北九州地区 遠賀町（2/17） 京築地区 豊前市（2/24）
49	5	福岡地区 二丈町（10/4） 北九州地区 北九州市（1/24） 筑後地区 久留米市（2/13） 筑豊地区 直方市（3/7） 京築地区 行橋市（2/17）	59	7	福岡市 玄海町（2/7～2/8） 北九州市 小倉北区（11/29～11/30） 福岡地区 筑紫野市（2/14） 筑豊地区 筑穂町（2/15） 北筑後地区 } 久留米市（2/15） 南筑後地区 } 北九州地区 直方市（2/26） 京築地区 豊津市（2/22）
50	5	福岡地区 宗像町（10/28） 北九州地区 北九州市（3/27・3/30） 筑後地区 久留米市（3/12） 筑豊地区 水巻町（3/9） 京築地区 豊前市（11/27）	60	7	福岡市 福岡市（12/2～12/3） 北九州市 小倉北区（2/4・2/18） 福岡地区 古賀町（2/13） 筑豊地区 田川市（2/25） 北後筑地区 } 瀬高町（2/17） 南筑後地区 } 北九州地区 中間市（1/22） 京築地区 椎田町（2/5）
51	5	福岡地区 太宰府町（11/9） 北九州地区 北九州市（1/26・2/9） 筑後地区 三潴町（1/18） 筑豊地区 赤池町（11/30） 京築地区 苅田町（11/30）	61	7	福岡市 篠栗町（2/4～2/5） 北九州市 小倉北区（3/3・3/4） 福岡地区 前原町（2/10） 筑豊地区 穂波町（2/25） 北筑後地区 } 三輪町（2/16） 南筑後地区 } 北九州地区 鞍手町（2/4） 京築地区 行橋市（2/18）
52	5	福岡地区 新宮町（12/16） 北九州市 戸畑区（2/14・2/18） 筑後地区 久留米市（1/18） 筑豊地区 穎田町（12/1） 京築地区 吉富町（11/24）			
53	6	福岡市 山鹿市（3/24～3/25） 北九州市 戸畑区（1/23・1/30） 福岡地区 志摩町（11/2） 筑後地区 大木町（2/28） 筑豊地区 若宮町（3/8） 京築地区 行橋市（12/1）			
54	6	福岡市 佐賀県（2/18～2/19） 北九州市 戸畑区（2/22） 福岡地区 福岡町（10/26） 筑後地区 大刀洗町（3/5）			

公民館職員県外研修

年度	研 修 地	人 員	備 考
39	(39年度より実施) 兵庫県西宮市・鳥取県倉吉市	3 名	公民館職員等県外研修派遣 (40. 2)
40	大阪府貝塚市・大分県朝北町 兵庫県尼崎市・宮崎市	3	公民館職員等県外研修派遣 (41. 2)
41	大阪府	1	公民館職員等県外研修派遣 (42. 2)
42	国立社会教育研修所	2	公民館職員県外派遣 (42. 9)
43	国立社会教育研修所	1 3	県外研修派遣 (43. 6) 県外研修派遣 (43. 10)
44	国立社会教育研修所	4	公民館主事の県外派遣 (44. 10)
45	国立社会教育研修所	1	公民館主事県外研修派遣 (45. 6. 11 ~ 24)
46	国立社会教育研修所	1	公民館主事県外研修派遣 (46. 9. 22 ~ 10. 6)
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54	岐阜県・岡山県・鹿児島県	6	公民館職員国内研修 (54. 11. 26 ~ 30)
55	三重県・愛媛県・宮崎県	7	公民館職員国内研修 (55. 12. 2 ~ 6)
56	長野県松川町	5	公民館職員国内研修 (56. 11. 30 ~ 12. 4)
57	静岡県清水市	5	公民館職員国内研修 (57. 12. 6 ~ 10)
58	石川県鶴来町	5	公民館職員国内研修 (58. 11. 28 ~ 12. 2)
59	兵庫県 西宮市 明石市 播磨町	5	公民館職員国内研修 (59. 11. 13 ~ 17)
60	奈良県 新吉野町 生駒市	5	公民館職員国内研修 (60. 11. 26 ~ 30)
61	愛知県 豊橋市 飛島村	5	公民館職員国内研修 (61. 10. 28 ~ 31)

県内公民館設置数（年次別）

年度	本館		分館	計	類似施設 (自治・町内公民館)
	中央館	地区館			
23				238	
24					
25				250	
26				260	
27					
28				361	
29	本館 233	校区 217	分館 2,735		
30	本館（中央館・地区館）234		分館（校区・部落）2,733		
31	本館 178	支館 237	分館 3,323（公立 2,229	類似施設 1,864）	
32	本館 146	支館 233	分館 1,130		
33	本館 183	支館 182	分館 3,120（類似施設を含む）		
34	本館 239	支館 106	分館 1,483	類似分館 2,421	
35	111	160	278		
36	105	177	278		
37	101	180		281	
38	102	183	285		3,992
39	102	183	300		4,007
40	102	196		298	
41	95	198		293	
42	97	192		289	
43	99	191		290	
44	99	194		293	
45	79	208		287	
46	75 ㉔	167 ㉕	○内数は不具備施設数で外数		
47	85	204		289	
48	90	209		299	
49	94	208		302	
50	94	233		327	
51	93	220		313	
52	94	228		322	
53	98	250		348	
54	98	250		348	
55	98	250		348	
56	92	264		356	3,863
57	92	264		356	
58	103	271	6	380	
59	102	285	9	396	
60	104	287	10	401	
61	104	296	10	410	4,050

文部大臣表彰の推移

年度	市 郡 名	公 民 館 名
23	浮 羽 郡	水縄村公民館 (現田主丸町)
24	嘉 穂 郡	庄内村公民館 (現庄内町)
25	鞍 手 郡	宮田町公民館
26	朝 倉 郡	甘木町公民館 (現甘木市)
27	田 川 郡	方城村公民館 (現方城町)
28	八 幡 市	八幡市公民館 (現北九州市八幡区)
29	築 上 郡	友枝村公民館 (現大平村)
30	戸 畑 市	戸畑市中央公民館 (現北九州市戸畑区)
31	三 漕 郡	三漕町公民館
32	嘉 穂 郡	穂波町公民館
33	糸 島 郡	志摩村公民館 (現志摩町)
34		該当なし
35		該当なし
36	築 上 郡	吉富町公民館
37		該当なし
38	朝 倉 郡	杷木町公民館
39	嘉 穂 郡	碓井町公民館
40	北 九 州 市	黒崎公民館
41		該当なし
42		該当なし
43	田 川 市	田川市中央公民館
44	筑 後 市	筑後市中央公民館
45	田 川 郡	添田町中央公民館
46		該当なし
47	大 野 城 市	大野城市中央公民館
48		該当なし
49	北 九 州 市	大蔵公民館
50	八 女 市	八女市中央公民館
51	宗 像 郡	宗像町中央公民館 (現宗像市)
52		該当なし
53		該当なし
54	久 留 米 市	久留米市中央公民館
55		該当なし
56	北 九 州 市	小倉北中央公民館
57		該当なし
58	北 九 州 市	白銀公民館
59	北 九 州 市	香月公民館
60		該当なし
61		該当なし

県公連歴代会長・副会長名簿

年度	役職	氏名	年度	役職	氏名	年度	役職	氏名
25 ┆ 26	会長	斉藤仙太郎	50	会長	鎌水 速太	62	会長	鎌水 速太
	副会長	石井 哲夫		副会長	坂田亀次郎		副会長	原田 昇
	副会長	林 克馬		副会長	許斐 重隆		副会長	西尾 隆広
27 ┆ 28	会長	吉田 繁	51	副会長	岩下 光弘		副会長	波田 誠次
副会長	石井 哲夫	会長		鎌水 速太	副会長	坂田亀次郎		
副会長	林 克馬	副会長		井原 信一	副会長	淵上 雄幸		
29 ┆ 30	会長	吉田 繁	52	会長	鎌水 速太	53	会長	鎌水 速太
	副会長	吉村 一夫		副会長	坂田亀次郎		副会長	坂田亀次郎
	副会長	平田糸次郎		副会長	井原 信一		副会長	坂田不二夫
30 ┆ 37	副会長	柿原 種雄	53	会長	鎌水 速太	54	会長	鎌水 速太
	会長	守田 道隆		副会長	坂田亀次郎		副会長	坂田亀次郎
	副会長	森 武雄		副会長	井原 信一		副会長	中尾荘兵衛
38 ┆ 39	副会長	三輪 修平	54	会長	鎌水 速太	55	会長	鎌水 速太
	会長	守田 道隆		副会長	坂田亀次郎		副会長	坂田亀次郎
	副会長	久原 忠夫		副会長	中尾荘兵衛		副会長	岡崎 隆三
40 ┆ 41	副会長	三輪 修平	55	会長	鎌水 速太	56	会長	鎌水 速太
	会長	守田 道隆		副会長	坂田亀次郎		副会長	岡崎 隆三
	副会長	春永 孚		副会長	岡崎 隆三		副会長	井上 定之
42 ┆ 43	副会長	亀谷 長栄	56	会長	鎌水 速太	57	会長	鎌水 速太
	会長	守田 道隆		副会長	岡崎 隆三		副会長	井上 定之
	副会長	野原 正彦		副会長	井上 定之		副会長	原田 昇
44 ┆ 45	副会長	亀谷 長栄	57	会長	鎌水 速太	58 ┆ 60	副会長	原田 昇
	会長	守田 道隆		副会長	原田 昇		副会長	山中 募
	副会長	野原 正彦		副会長	井上 定之		副会長	中村寿太郎
46 ┆ 47	副会長	坂田亀次郎	58 ┆ 60	会長	鎌水 速太	61	会長	鎌水 速太
	会長	青山 了		副会長	井上 定之		副会長	原田 昇
	副会長	野原 正彦		副会長	原田 昇		副会長	西尾 隆広
48 ┆ 49	副会長	坂田亀次郎	60 ┆ 61	副会長	中村寿太郎	61	副会長	藤 國雄
	会長	青山 了		会長	鎌水 速太		副会長	原田 昇
	副会長	—		副会長	井上 定之		副会長	西尾 隆広
49 ┆ 50	副会長	—	61	副会長	中村寿太郎	61	副会長	藤 國雄
	会長	鎌水 速太		会長	鎌水 速太		副会長	西尾 隆広
	副会長	坂田亀次郎		副会長	原田 昇		副会長	藤 國雄
51 ┆ 52	副会長	許斐 重隆	61	副会長	藤 國雄	61	副会長	藤 國雄
	副会長	岩下 光弘		副会長	原田 昇		副会長	藤 國雄
	副会長	岩下 光弘		副会長	西尾 隆広		副会長	藤 國雄

